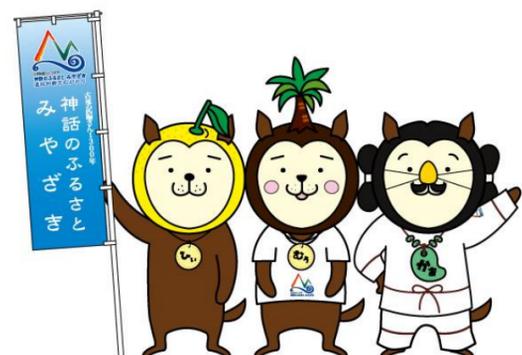


# 令和2年度学校体育必携

(令和元年度宮崎県児童生徒体力・運動能力、生活習慣等調査報告書)



令和2年4月  
宮崎県教育委員会



## はじめに

平成29年3月に幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領が、平成30年3月に高等学校学習指導要領が公示され、小学校においては、本年度から、中学校では来年度から完全実施となり、高等学校では2年後の令和4年度から年次進行の実施となります。

今回の改訂では、「育成を目指す資質・能力」を①生きて働く「知識及び技能」の習得、②未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」の育成、③学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の涵養、の三つの柱に整理して指導の目標や内容が示され、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等の推進が求められています。

本県では、これまで、県学校体育研究発表大会の開催や体育振興指導教員の配置に加え、平成28年度から小学校体育専科教員を配置するなどの様々な取組により授業の充実に努めてきましたが、今後も今回の改訂の方針を踏まえて、不断の授業改善に努める必要があると感じております。

また、「宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）」において、施策の一つとして「スポーツの推進」を掲げ、その中で、全国体力・運動能力、運動習慣等調査において、平均値が「全国平均以上の調査項目の割合80%」を目指して体力向上にも取り組んでいます。

その結果、令和元年度の調査においては、小学校5年生及び中学校2年生の男女とも合計点の平均値は全国平均を上回っているものの、それぞれ前年度を下回っており、これまで以上に工夫した取組が必要です。

このような状況を踏まえ、本年度は、「新体力テスト測定ポイントアドバイス集」についての動画の制作や体力を高めるための遊び・運動の掲載などに取り組みました。また、本県の体力テストの取組は、内閣官房オリパラ事務局に **beyond2020** マイベストプログラムとして認証されており、東京オリンピック・パラリンピック開催に合わせて、児童生徒一人一人が個人の目標を設定して体力向上に取り組むこととしております。

さらに、運動部活動においては、各学校においての適切な休養日の設定等により、合理的でかつ効率的・効果的な運営に取り組んでいただいておりますが、今後は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校と地域が協働・融合した形でのスポーツ環境整備なども必要になってくると感じております。

これらの状況を踏まえ、学校体育の様々な課題に対応できる必携書として、昨年度から「学校体育必携」と「児童生徒の体力・運動能力調査報告書」を合冊としました。本年度も、本書を十分活用いただき、各学校における学校体育の一層の充実に努めていただきますようお願いいたします。

令和2年4月  
宮崎県教育庁スポーツ振興課長

# 宮崎県教育基本方針

本県は、教育基本法にうたわれている人間尊重の精神を基調として、

あらゆる教育の場を通じ、

**「たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性」**

を育む教育を推進します。

さらに、郷土を愛し新たな時代を切り拓いていく気概と広い視野を持ち、

地域や社会の発展に主体的に参画するとともに、夢や希望を抱き生涯にわた

って自己実現を図れる、心身ともに調和のとれた人間の育成を目指します。

1	宮崎県教育振興基本計画（令和元年策定）	1
2	本県学校体育における施策と課題	2
3	本県学校体育の重点事項	4
4	2020年九州地区学校体育研究発表大会宮崎大会研究計画	5
5	新学習指導要領に対応した学習指導計画作成上の留意点	
	・ボール運動（ネット型）	7
	・体づくり運動	11
	・保健	15
	・小学校体育科における学習評価について	18
6	運動部活動について	
	（1）部活動の教育的意義について	20
	（2）運動部活動の適切な運営について	22
	（3）宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定に関する方針	23
	（4）令和元年度「部活動に関する調査報告（概要）」	29
7	令和2年度学校体育関係諸事業概要	
	（1）行事予定	30
	（2）スポーツ指導センター研修一覧	34
8	令和元年度学校体育に関する諸調査概要	
	（1）学校行事等に関する調査（一校一運動、立腰指導、運動会等）	35
	（2）授業実施状況等に関する調査（武道、ダンス等）	36
9	体育関係主要通知等（令和元年度）	37

# 1 宮崎県教育振興基本計画（令和元年度策定） ※令和元年度から令和4年度まで

## (1) 計画のスローガン

未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の人づくり

## (2) 学校体育に関する基本目標

目標4 文化やスポーツに親しむ社会づくりの推進

## (3) 学校体育に係る施策

15 スポーツの推進 ③ 学校体育の推進

## (4) 学校体育に関する取組

### (③ 学校体育の推進)

幼児期からの体力づくりを推進し、学校における体力向上対策の充実に取り組むとともに、家庭や地域等と連携しながら、子どもたちが自分で弁当を作る「みやざき弁当の日」の取組や食に関する指導の充実、子どもたちの様々な健康問題に対応した相談体制づくりや健康教育の改善・充実を推進します。

#### 取組3-1 体育・保健体育の授業の充実

- 各学校での体育・保健体育の授業を充実させるため、小学校体育専科教員の配置や授業への専門的な指導者の派遣、指導力向上のための研修会、授業研究会を行うなどの取組を推進します。

#### 取組3-2 学校における体力づくりの推進

- 児童生徒の更なる体力の向上を図るため、各学校における体力向上プランの計画的・継続的な実践や体力づくり優良校の表彰など、継続的な取組を推進します。

#### 取組3-3 運動部活動の適切な運営

- 効率的で効果的な運動部活動の運営を図るため、「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」の周知や、指導者等に対する研修会の実施などに取り組みます。

#### 取組3-4 食育・健康教育の推進

- 学校における食に関する指導の充実を図るために、児童生徒自らが作った弁当を持参する「みやざき弁当の日」の取組を推進します。
- 児童生徒の心身の健康課題への対応の充実を図るために、関係機関との連携を図りながら、学校への支援に取り組みます。

## (5) 学校体育に係る推進目標

○ 全国体力・運動能力、生活習慣等調査において、平均値が全国平均以上の調査項目の割合	80.0% (R1:70.6%)
○ 国民体育大会（国民スポーツ大会）の総合成績（都道府県）の順位	20位台 (R1:41位)

## 2 本県学校体育における施策と課題

### (1) 施策（令和元年度実績）

#### ア 授業改善

- (ア) 第60回宮崎県学校体育研究発表大会（2日開催 742名参加）
- (イ) 体育振興指導教員等の配置（小学校2名、中学校10名、高校12名）と小学校への派遣（21名を32校へ）
- (ウ) 小学校体育専科教員の配置（3名）と近隣校への派遣（3校）
- (エ) 学校体育実技サポーターの派遣  
（32名を36校へ派遣 小学校19校・中学校（中学部）17校）
  - ※ 小学校：陸上運動系2校、器械運動系17校
  - ※ 中学校：柔道9校、剣道2校、ダンス2校、弓道1校、空手道1校、剣道+なぎなた1校、剣道+弓道1校

#### イ 体力向上

- (ア) 宮崎県体力・運動能力、生活習慣等調査（公立小・中・高校の全児童生徒）
- (イ) 体力向上プランの作成、実施（立腰指導、一校一運動含む）
- (ウ) 体力向上対策会議の開催と報告書・事例集の作成配付
- (エ) 体力づくり優良校14校（小学校7校・中学校4校・県立学校3校）及び奨励賞54校（小学校31校・中学校21校・県立学校2校）の表彰
- (オ) 小学校体育活動推進校の指定（3校）
- (カ) キッズスポーツ教室（各地区小体連で32教室実施、児童23, 331名）

#### ウ 運動部活動

- (ア) 「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針」の推進
- (イ) 部活動指導員の配置（34名 ※ 運動部30名、文化部4名）

#### エ その他

- (ア) 体育・保健体育担当責任者会議（小・中学校1回、県立学校2回）
- (イ) 研修（スポーツ指導センター）

### (2) 課題（令和2年度に向けて）

#### ア 授業改善

- (ア) 新学習指導要領への移行
  - ・小学校：完全実施、
  - ・中学校：令和3年度完全実施
  - ・高等学校：令和4年度から年次進行実施
- (イ) 体づくり運動の研究の推進（九州地区学校体育研究発表大会）
- (ウ) 小学校における指導力の向上

#### イ 体力向上

- (ア) beyond2020マイベストプログラムを通じた個人の目標設定による取組
- (イ) 県全体の課題である握力・ボール投げ・シャトルランに対する取組

#### ウ 運動部活動

- (ア) 効率的・効果的な部活動運営
- (イ) 指導力の向上
- (ウ) 部活動指導員配置拡充

#### エ その他

- (ア) 事故防止
- (イ) コンプライアンスの遵守

【参考 令和元年度の実績等】

○ 体育振興指導教員等配置校（24名）

小学校	宮崎市立生目台東小学校、宮崎市立古城小学校
中学校	宮崎市立宮崎西中学校3名、宮崎市立大宮南中学校、日南市立吾田中学校、 都城市立妻ヶ丘中学校、小林市立西小林中学校、西都市立妻中学校 延岡市立岡富中学校、日向市立富島中学校
高等学校	県立宮崎南高等学校4名、県立宮崎工業高等学校、県立宮崎商業高等学校 県立日南高等学校、県立都城工業高等学校、県立小林高等学校、 県立小林秀峰高等学校、県立高鍋高等学校、県立日向高等学校、

○ 体力づくり優良校（14校）

小学校	宮崎市立生目台東小学校、西都市立妻南小学校、西都市立銀上小学校 都城市有水小学校、えびの市立真幸小学校、 延岡市立川島小学校、日之影町立八戸小学校
中学校	宮崎市立赤江中学校、日南市立東郷中学校、 小林市立野尻中学校、椎葉村立椎葉中学校
高等学校	県立延岡高等学校、県立小林秀峰高等学校、県立五ヶ瀬中等教育学校

○ 体力づくり奨励賞（54校）

小学校	宮崎市立内海小学校、宮崎市立国富小学校、宮崎市立池内小学校 宮崎市立生目小学校、宮崎市立青島小学校、宮崎市立櫛小学校 宮崎市立生目台西小学校、日南市立酒谷小学校、日南市立吾田東小学校 日南市立大堂津小学校、日南市立吾田小学校、串間市立大平小学校 串間市立市来小学校、串間市立大束小学校、都城市立安久小学校 都城市立山之口小学校、三股町立三股小学校、小林市立紙屋小学校 小林市立南小学校、小林市立栗須小学校、小林市立小林小学校 高原町立狭野小学校、日向市立寺迫小学校、日向市立富高小学校 日向市立平岩小学校、諸塚村立荒谷小学校、美郷町立北郷小学校 美郷町立南郷小学校、高千穂町立押方小学校、高千穂町立岩戸小学校 五ヶ瀬町立鞍岡小学校
中学校	宮崎市立生目中学校、宮崎市立青島中学校、宮崎市立加納中学校 宮崎市立宮崎東中学校、宮崎市立生目南中学校、国富町立木脇中学校 都城市立有水中学校、都城市立夏尾中学校、都城市立西中学校 三股町立三股中学校、小林市立細野中学校、えびの市立飯野中学校 延岡市立南浦中学校、延岡市立東海中学校、延岡市立北川中学校 延岡市立旭中学校、延岡市立黒岩中学校、延岡市立恒富中学校 美郷町立南郷中学校、高千穂町立田原中学校、高千穂町立上野中学校
高等学校	県立日向工業高等学校、県立西都商業高等学校

○ 小学校体育専科教員配置校

高鍋町立高鍋西小学校、都城市立西小学校、延岡市立南方小学校
-------------------------------

○ 小学校体育活動推進校

日南市立東郷小学校、三股町立三股小学校、門川町立門川小学校
-------------------------------

### 3 本県学校体育の重点事項

#### (1) 授業の充実

##### ア 指導力の向上

- ・ 九州地区学校体育研究発表大会及び研修会等への参加
- ・ 小・中学校への指導者派遣事業の活用

##### イ 新学習指導要領への完全実施（小学校）と移行（中学校・高等学校）

##### ウ 「体づくり運動」領域の研究の充実

#### (2) 体力向上

##### ア 体力向上プランに基づいた各学校の取組の推進

##### イ 県全体の課題への取組の推進（握力・ボール投げ・シャトルラン）

##### ウ beyondo2020 マイベストプログラムを通じた個人の目標設定による取組の推進

#### (3) 効率的・効果的な部活動運営

##### ア 年間・月間計画に基づいた活動

##### イ 部活動指導員の配置拡充

##### ウ 指導力の向上

#### (4) 事故防止とコンプライアンスの遵守

##### ア 児童生徒の健康状態の把握

##### イ AEDに関する研修や点検

##### ウ 体育施設設備の安全点検・安全確保

##### エ プールの安全点検（防護柵、排水口のふた、浄化装置等）事故防止

##### オ 熱中症予防（気温・湿度等の確認）

※ 活動の際は、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じる

##### カ 組体操を実施する場合の安全対策と段階的指導

##### キ 事故発生の際の連絡及び救急体制の確認

##### ク 体罰、パワハラ、セクハラ、金銭の不正な取扱、飲酒運転等の根絶

1 宮崎県の研究主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む体育科・保健体育科学習  
～主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造と展開～

2 宮崎県部会別研究主題

○ 小学校部会主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための  
資質・能力の基礎を育む体育科学習の在り方  
～主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造と展開～

○ 中学校部会主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための  
資質・能力を育む保健体育科学習の在り方  
～主体的・対話的で深い学びを実現する授業実践と改善～

○ 高等学校部会主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための  
資質・能力を育む保健体育科学習の在り方  
～主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造と展開～

○ 特別支援教育部会主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための  
資質・能力を育む体育科・保健体育科学習の在り方  
～自主性を育み、つながりのある指導を通して～

3 主題の設定理由

(1) 新学習指導要領の趣旨

今回の改訂の基本的な考え方として、『①子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視する』『②知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成すること』『③体育・健康に関する指導の充実により、健やかな体を育成すること』などが挙げられる。

(2) 宮崎県の児童生徒の実態

令和元年度の全国体力・運動能力、運動習慣等調査では、小学校5年生男女、中学校2年生男女の体力合計点はそれぞれ全国平均を上回ったが、前年度に比べてすべての学年で低下する結果となった。特に、小学校5年生男子の落ち込みが大きく、種目別に見るとこれまでの課題であった「握力」、「ボール投げ」に加え、「シャトルラン」の低下が顕著であった。しかし、小学校5年生及び中学校2年生の男女ともに運動やスポーツが「好き」、「大好き」という愛好度の高さはこれまでに引き続き全国上位であった。

(3) 宮崎県学校体育研究会が進める研究

本県では、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における12年間の体育科・保健体育科学習を通して、学習内容の確実な定着を目指し、校種の接続及び発達の段階に応じた指導方法・評価の工夫を行い、豊かなスポーツライフの実現に向けた児童生徒を育てるための具体的な実践を行っている。そこで、平成29年度から令和2年度（九州学体研宮崎開催）までの4年間は、小中高12年間の必修領域である「体づくり運動」の研究を深め、小中高特における「つながりのある学習」の一層の充実を図ることを目指す。

『つながりのある学習』における、“つながり”は、単に教材や領域種目を揃えることによるつながりではなく、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の12年間を見通し、発達の段階に応じて系統化・明確化された学習内容を、「どのように学ばせるのか」について学校段階等間の接続の中で計画的、かつ継続的に行うことにより、学習内容の定着を図っていくことを目的としている。

#### (4) 研究を進めるにあたって

本県学校体育研究会においては、育成を目指す資質・能力の明確化、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進、体育科・保健体育科学習におけるカリキュラム・マネジメントの推進の3つを研究の基本方針とした。さらに、この3つを念頭に置き、体育科・保健体育科学習において、カリキュラム・マネジメントや指導方法の工夫を行い、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開できれば、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することができるのではないかと考え、本主題を設定した。

#### 4 研究の概要（研究構想図）

### 生きる力

たくましいからだ 豊かな心 すぐれた知性

めざす児童生徒像

『 未来を切り拓く 心豊かでたくましい 宮崎の児童生徒 』

#### 研究の基本方針

- 育成を目指す資質・能力の明確化
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 体育科・保健体育科学習におけるカリキュラム・マネジメントの推進

#### 研究主題

生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む体育科・保健体育科学習  
～主体的・対話的で深い学びの視点に立った授業の創造と展開～

- 小学校部会主題：生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の基礎を育む体育科の在り方
- 中学校部会主題：生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む保健体育科学習の在り方
- 高等学校部会主題：生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を育む保健体育科学習の在り方
- 特別支援教育部会主題：生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育む体育科・保健体育科学習の在り方

#### 研究の仮説

体育科・保健体育科学習において、カリキュラム・マネジメントや指導方法の工夫を行い、主体的・対話的で深い学びを実現する授業を展開できれば、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力を育成することができるであろう。

#### 研究の内容

『主体的・対話的で深い学びを実現する授業の在り方』

- (1) **カリキュラム・マネジメントの工夫**
  - ①・・・ここに各地区の具体的な研究内容が明記される
- (2) **指導方法の工夫**
  - ②・・・ここに各地区の具体的な研究内容が明記される
  - ③・・・ここに各地区の具体的な研究内容が明記される

## 5 新学習指導要領に対応した学習指導計画作成上の留意点（学習指導案作成例）

小学校 運動領域 体育

第6学年 体育科学習指導案

令和〇〇年△△月□□日 ◇曜日 ▽校時  
第6学年 △組（男子〇〇名、女子△△名）  
場 所 体育館  
指導者 ○ ○ ○ ○

※「領域」「型：種目」または「種目」を記載する。

1 単元名 ボール運動（ネット型：ソフトバレーボール）

2 単元の目標（第5学年及び第6学年の2学年分） \*（ ）は第5学年で取り上げた内容

- (1) ソフトバレーボールの楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、その技能を身に付け、簡易化されたゲームをすることができるようにする。
  - ・ ネット型では、個人やチームによる攻撃と守備によって、簡易化されたゲームをすることができるようにする。（知識及び技能）
- (2) （ルールを工夫したり、）自己やチームの特徴に応じた作戦を選んだりするとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。（思考力、判断力、表現力等）
- (3) 運動に積極的に取り組み、ルールを守り助け合って運動をしたり、（勝敗を受け入れたり、）仲間の考えや取組を認めたり、場や用具の安全に気を配ったりすることができるようにする。（学びに向かう力、人間性等）

※ 「学習指導要領の内容」から語尾を「～できるようにする」に変えて記載する。

※ 「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の順とする。

3 運動の一般的特性(例)

高学年のボール運動は、「ゴール型」、「ネット型」及び「ベースボール型」で構成され、ルールや作戦を工夫したり、集団対集団の攻防によって仲間と力を合わせて競い合ったりする楽しさや喜びを味わうことができる運動である。低学年と中学年のゲームの学習を踏まえ、高学年では、集団対集団の攻防によって競争する楽しさや喜びを味わい、その行い方を理解するとともに、ボール操作とボールを持たないときの動きによって、簡易化されたゲームをすることができるようにし、中学校の球技の学習につなげていくことが求められる。

その領域や内容の運動の特性を明記する。

（新小学校学習指導要領解説 体育編 P140参考）

4 児童（生徒）の実態

(1) 運動に触れる楽しさの体験状況

本学級の児童生徒の実態、体育科・保健体育科の授業における状況、これまでの運動経験及び日常的な運動活動について明記する。

(2) 「知識及び技能」（体づくり運動は「知識及び運動」）、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の習得状況

これまでの学習において指導内容がどの程度身に付いているのか、また、本単元に関する体験状況（体育学習、少年団活動、部活動等）を明記する。

(3) 体力の状況

新体力テストのデータから単元とかかわる体力や学校として伸ばしたい体力の状況について明記する。

5 学習を進めるに当たって

上記の児童生徒の実態から、教師がどのような内容に力点を置き指導していくかを具体的に明記する。その際に、単元の目標を具現化するための教師の意図的・計画的な指導が明記されなければならない。また、体力向上に向けた具体的な取組についても明記する。

※「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の順で表示する。  
 ※指導内容をあらかじめ2学年に分けて設定し、「●」は当該学年、「・」は当該学年以外、「◎」は2学年共通を示す。

6 単元の評価規準（●第6学年 ・第5学年 ◎第5・6学年共通）

	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度	
内容のまとめりごとの評価規準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自陣のコート（中央付近）から相手コートに向けサーブスを打ち入れる行い方を言ったり書き出したりしている。</li> <li>● ボールの方向に体を向けて、その方向に素早く移動する行い方を言ったり書き出したりしている。</li> <li>◎ 味方が受けやすいようにボールをつなぐ行い方を言ったり書き出したりしている。</li> <li>◎ 片手、両手もしくは用具を使って、相手コートにボールを打ち返す行い方を言ったり書き出したりしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自陣のコート（中央付近）から相手コートに向けサーブスを打ち入れることができる。</li> <li>● ボールの方向に体を向けてその方向に素早く移動することができる。</li> <li>◎ 味方が受けやすいようにボールをつなぐことができる。</li> <li>◎ 片手、両手もしくは用具を使って、相手コートにボールを打ち返すことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・攻守に応じて動くことができる範囲を設けてプレイの制限をするなどのルールを選んでいる。</li> <li>● チームの特徴に応じた作戦を選び、自己の役割を確認している。</li> <li>・簡易化されたネット型のゲームにおいて、自己や仲間が行っていた動き方の工夫を、動作や言葉、絵図、ICT機器を用いて記録した動画などを使って、他者に伝えている。</li> <li>・簡易化されたネット型ゲームにおいて、自チームや相手チームの守備位置のよさについて、動作や言葉、絵図、ICT機器を用いて記録した動画などを使って、他者に伝えている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ ゴール型、ネット型、ベースボール型の簡易化されたゲームや練習に積極的に取り組もうとしている。</li> <li>● ルールやマナーを守り、仲間と助け合うとしている。</li> <li>● ゲームを行う場の設定や用具の片付けなどで、分担された役割を果たそうとしている。</li> <li>・ゲームの勝敗を受け入れようとしている。</li> <li>・ゲームや練習の中で互いの動きを見合ったり、話し合ったりする際に、仲間の考えや取組を認めようとしている。</li> <li>◎ ゲームや練習の際に、使用する用具などを片付けたり場の整備をしたりするとともに、用具の安全に気を配っている。</li> </ul>
単元の評価規準	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ボールの方向に体を向けて、その方向に素早く移動する行い方を言ったり書き出したりしている。</li> <li>② 味方が受けやすいようにボールをつなぐ行い方を言ったり書き出したりしている。</li> <li>③ 片手、両手もしくは用具を使って、相手コートにボールを打ち返す行い方を言ったり書き出したりしている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ボールの方向に体を向けて、その方向に素早く移動することができる。</li> <li>② 味方が受けやすいようにボールをつなぐことができる。</li> <li>③ 片手、両手を使って、相手コートにボールを打ち返すことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① チームの特徴に応じた作戦を選び、自己の役割を確認している。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① ソフトバレーボールの簡易化されたゲームや練習に積極的に取り組もうとしている。</li> <li>② ルールやマナーを守り、仲間と助け合うとしている。</li> <li>③ ゲームを行う場の設定や用具の片付けなどで、分担された役割を果たそうとしている。</li> <li>④ ゲームや練習の際に、使用する用具などを片付けたり場の整備をしたりするとともに、用具の安全に気を配っている。</li> </ul>

「技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」については、例示を単元の評価規準としている。「知識」については、技能の例示を知識として理解することを「単元の評価規準」及び「学習活動に即した評価規準」とする。

※今後、国立教育政策研究所が評価規準の参考例を公表する予定である。それ以降については、その参考例をもとに評価規準を作成すること。

8 本時の学習（6 / 8 時間）

学習活動に即した評価規準との整合性を図るとともに、本時の目標の語尾は「できるようにする」とする。

(1) 本時の目標

- チームの特徴に応じた作戦を選び、自己の役割を確認することができるようにする。  
(思考力、判断力、表現力等)

(2) 本時の評価項目

- チームの特徴に応じた作戦を選び、自己の役割を確認している。  
(思考・判断・表現)

9 学習指導過程（例）

段階	学習内容及び学習活動	指導上の留意点	○：評価項目 (評価方法) 【Aの例】	「努力を要する」状況と判断される児童への手立て
はじめ 10	本時の目標（学習内容）を実現するために、どのように学習活動を仕組んでいくのかを具体的に明記する。	本時の目標を実現するために、どのような指導を行うかを教師の立場から具体的に明記する。学習内容や学習活動に応じた留意点を明記する。		
	1 用具や場の準備をする。	・徐々に心拍数を高めるようにさせる。		
	2 準備運動、補助運動をする。 3 集合、整列、挨拶、健康観察			
なか 30	4 本時のねらいを確認する。			
	チームの特徴に応じた作戦を選び、自分の役割を確認してゲームを楽しもう。			
	5 ゲーム①をする。 ・児童が選んだ楽しいゲームができるルール	・児童の技能実態に応じたルールになるようにさせる。	評価する学習活動の場面と横並びにする。評価項目をそのまま明記し、評価方法及び【Aの例】を記載する。	具体的な手立てを明記する。
	6 どの作戦を選ぶのか、その作戦のそれぞれの役割についてについて話し合う。	・作戦ボードを使用し、動きがイメージできるようにさせる。	○ チームの特徴に応じた作戦を選び、自己の役割を確認している。(観察・学習カード) 【Aの例】 自己の役割を適切に確認している。	ゲームの内容を作戦ボードやデータを用いて確認させ、どのような動きをすればよいか、具体例を助言する。
	7 選んだ作戦を踏まえた練習をする。	・作戦を生かすためにどのような動きをすればよいかを確認しながら行うよう助言する。		
8 ゲーム②をする。				
まとめ 5	9 ゲーム②を振り返る。	・作戦が成功したときの動きとうまくいかなかったときの動きの原因について確認する。		
	10 整理運動、片づけをする。			

7 単元の学習計画及び評価計画（例）

時間		1	2	3	4	5	⑥	7	8		
指導内容	知・技	小学校は1単元の時数が少なく、指導内容はその時間での評価でよいので、指導内容の配当については省略してもよい。									
	思・判・表										
	学・人										
学習活動	0	1 オリエンテーション ・学習のねらいを確認する。	ねらい1 ゲームで見付けた課題の解決に向けて取り組もう				ねらい2				
	10	学習の進め方を知り、学習の見通しをもつ。	1 用具や場の準備 2 準備運動、補助運動 3 学習のねらいを確認する	4 ボール操作の確認 ・オーバーハンドパス ・アンダーハンドパス	4 ボールをつなぐ方法の説明を聞いたりコツを話し合ったりする。	4 相手コートにボールを打ち返す方法の説明を聞いたり、コツを話し合ったりする。	4 ボールに体を向けて移動することについて、説明を聞いたり、コツを話し合ったりする。	1 用具や場の準備 2 準備運動、補助運動 3 学習のねらいを確認する	4 ゲーム①をする。 [ルール] ・ワンバウンド ・はじく（キャッチ） ・はじく	4 ゲーム①をする。 ・児童が選んだ楽しいゲームができるルール	4 ゲーム①をする。 ・児童が選んだ楽しいゲームができるルール
	20	・ルールの確認  ・グループ決め 役割分担	5 チームで練習をする。				5 どの作戦を選ぶかについて話し合う。				
	30	2 試しのゲーム	6 課題について確認し、解決するための話し合いをする。				6 選んだ作戦を踏まえた練習をする。				
	40	3 振り返り・片付け ・学習カードの活用の仕方について確認	7 チームで課題解決に向けた練習をする。				7 ゲーム②をする。				
	45		8 ゲームをする。				8 振り返り 9 整理運動・片付け				
			9 振り返り 10 整理運動・片付け				9 振り返り 10 整理運動・片付け				
	評	知・技			ボールをつなぐ②	相手コートにボールを打ち返す③	ボールに体を向けて移動する①				
	価	思・判・表						作戦を選び、自己の役割を確認①			
		態	用具の安全④	ルールやマナー②					役割を果たす③	進んで取り組む①	

令和〇〇年△△月□□日 ◇曜日 ▽校時  
第1学年 △組(男子〇〇名、女子△△名)  
場 所 体育館  
指導者 ○ ○ ○ ○

1 単元名 体づくり運動(体の動きを高める運動)

※「領域」「型:種目」または「種目」を記載する。

2 単元の目標(第1学年及び第2学年の2学年分) \* ( )は第2学年で取り上げる内容

- (1) 体づくり運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、体づくり運動の意義と行い方、体の動きを高める方法などを理解し、目的に適した運動を身に付け、組み合わせることができるようにする。  
ア 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体の関係や心身の状態に気付き、仲間と積極的に関わること。  
イ 体の動きを高める運動では、ねらいに応じて、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高めるための運動を行うとともに、それらを組み合わせること。(知識及び運動)
- (2) 自己の課題を発見し、(合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫する)とともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)
- (3) 体づくり運動に積極的に取り組むとともに、仲間の学習を援助しようとする事、(一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとする事)、(話し合いに参加しようとする事)などや、健康・安全に気を配ることができるようにする。(学びに向かう力、人間性等)

※「学習指導要領の内容」から語尾を「~できるようにする」に変えて記載する。  
※「知識及び技能」(体づくり運動は「運動」)、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の順とする。

3 運動の一般的特性(例)

体づくり運動は、体ほぐしの運動と体の動きを高める運動及び実生活に生かす運動の計画で構成され、自他の心と体に向き合っ、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、心と体をほぐしたり、体の動きを高める方法を学んだりすることができる領域である。小学校では、体づくり運動で学んだことを授業以外でも行うことをねらいとした学習をしている。中学校では、これらの学習を受けて、より具体的なねらいをもった運動を行い、学校の教育活動全体や実生活で生かすことが求められる。

その領域や内容の運動の特性を明記する。  
(中学校学習指導要領解説 保健体育編 P44参考)

4 児童(生徒)の実態

(1) 運動に触れる楽しさの体験状況

本学級の児童生徒の実態、体育科・保健体育科の授業における状況、これまでの運動経験及び日常的な運動活動について明記する。

(2) 「知識及び技能」(体づくり運動は「知識及び運動」)、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の習得状況

これまでの学習において指導内容がどの程度身に付いているのか、また、本単元に関する体験状況(体育学習、少年団活動、部活動等)を明記する。

(3) 体力の状況

新体力テストのデータから単元とかかわる体力や学校として伸ばしたい体力の状況について明記する。

5 学習を進めるに当たって

上記の児童生徒の実態から、教師がどのような内容に力点を置き指導していくかを具体的に明記する。その際に、単元の目標を具現化するための教師の意図的・計画的な指導が明記されなければならない。また、体力向上に向けた具体的な取組についても明記する。

※「知識・運動」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の順で表示する。  
 ※指導内容をあらかじめ2学年に分けて設定し、「●」は当該学年、「・」は当該学年以外、「◎」は2学年共通を示す。

6 単元の評価規準（●第1学年 ・第2学年 ◎第1・2学年共通）

	知識・運動	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
単元の評価規準	<p>●体づくり運動の意義には、心と体をほぐし、体を動かす楽しさや心地よさを味わう意義があることを言ったり書き出したりしている。</p> <p>●体づくり運動の意義には、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高める意義があることを言ったり書き出したりしている。</p> <p>・「体ほぐしの運動」には、「心と体の関係や心身の状態に気付く」、「仲間と積極的に関わり合う」というねらいに応じた行い方があることを言ったり書き出したりしている。</p> <p>・体の動きを高めるには、安全で合理的に高める行い方があることを言ったり書き出したりしている。</p> <p>●体の動きを高めるには、適切な強度、時間、回数、頻度などを考慮して組み合わせる方法があることを言ったり書き出したりしている。</p> <p>◎運動の組合せ方には、効率のよい組合せとバランスのよい組合せがあることを言ったり書き出したりしている。</p>	<p>・体ほぐしの運動で、「心と体の関係や心身の状態に気付く」、「仲間と積極的に関わり合う」ことを踏まえてねらいに応じた運動を選んでいる。</p> <p>◎体の動きを高めるために、自己の課題に応じた運動を選んでいる。</p> <p><b>（・学習した安全上の留意点を、他の学習場面に当てはめ、仲間に伝えている。） ※1</b></p> <p>●仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けている。</p> <p><b>（・体力の程度や性別等の違いを踏まえて、仲間とともに楽しむための運動を見付け、仲間に伝えている。） ※2</b></p>	<p>◎体づくり運動の学習に積極的に取り組もうとしている。</p> <p>●仲間の補助をしたり助言したりして、仲間の学習を援助しようとしている。</p> <p><b>（・一人一人の違いに応じた動きなどを認めようとしている。） ※3</b></p> <p>・ねらいに応じた行い方などについての話合いに参加しようとしている。</p> <p>◎健康・安全に留意している。</p>
学習活動に即した評価規準	<p>①体づくり運動の意義には、心と体をほぐし、体を動かす楽しさや心地よさを味わう意義があることを言ったり書き出したりしている。</p> <p>②体づくり運動の意義には、体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を高める意義があることを言ったり書き出したりしている。</p> <p>③体の動きを高めるには、適切な強度、時間、回数、頻度などを考慮して組み合わせる方法があることを言ったり書き出したりしている。</p> <p>④運動の組合せ方には、効率のよい組合せがあることを言ったり書き出したりしている。</p>	<p>①体の動きを高めるために、自己の課題に応じた運動を選んでいる。</p> <p>②仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けている。</p>	<p>①体づくり運動の学習に積極的に取り組もうとしている。</p> <p>②仲間の補助をしたり助言したりして、仲間の学習を援助しようとしている。</p> <p>③健康・安全に留意している。</p>

3つの資質・能力ともに例示を単元の評価規準としている。  
 今後、国立教育政策研究所が評価規準の参考例を作成する予定である。それ以降については、その参考例をもとに評価規準を作成すること。

※移行期間において1・2（思考・判断・表現の「表現」）及び※3（主体的に学習に取り組む態度の「共生」）について、は、指導してもよいが評価はしないこととなっているため、カッコ書きとしている。

学習活動に即した評価規準との整合性を図るとともに、本時の目標の語尾は「できるようにする」とする。

8 本時の学習（6 / 7 時間）

(1) 本時の目標

- 仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けることができるようにする。（思考力、判断力、表現力等）

(2) 本時の評価項目

- 仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けている。（思考・判断・表現）

9 学習指導過程（例）

段階	学習内容及び学習活動	指導上の留意点	○：評価項目 (評価方法) 【Aの例】	「努力を要する」状況と 判断される児童への手立て
はじめ 5	本時の目標（学習内容）を実現するために、どのように学習活動を仕組んでいくのかを具体的に明記する。	本時の目標を実現するために、どのような指導を行うかを教師の立場から具体的に明記する。学習内容や学習活動に応じた留意点を明記する。		
	1 用具や場の準備をする。 2 集合、整列、挨拶、健康観察			
なか 40	3 本時のねらいを確認する。			
	グループの仲間と意見を出し合って、効率のよい組合せの運動計画をつくろう！			
	4 体ほぐしの運動をする。 ・リズムダンス ・用具を用いた運動	・音楽を流し、心が弾むように運動できるようにする。		
	5 作成した運動計画を他のグループとお互いに見合ってアドバイスをする。	・アドバイスのポイントを説明する。	評価する学習活動の場面と横並びにする。評価項目をそのまま明記し、評価方法及び【Aの例】を記載する。	具体的な手立てを明記する。
6 アドバイスをもとに運動計画の改善を話し合う。 7 作成した運動計画の実践を行う。	・アドバイスを参考に運動計画の改善ができるようにする。 ・改善した運動計画が適切であるか考えながら運動するよう助言する。	○ 仲間と話し合う場面で、提示された参加の仕方に当てはめ、仲間との関わり方を見付けている。（観察・学習カード） 【Aの例】 仲間との関わり方を適切に見付けている。	実際に運動を行ったり、学習カードに記載したりする際に個別に助言する。	
まとめ 5	8 本時を振り返る。 9 整理運動、片づけをする。	・改善後の運動計画について考えさせる。		

7 単元の学習計画及び評価計画（例）

時間	1	2	3	4	5	6	7	
指導内容	知・運	①体づくり運動の意義	②体づくり運動の意義			③組み合わせる方法 ④効率のよい組合せ		
	思・判・表					②仲間との関わり方を見付けている。	①自己の課題に応じた運動を選んでいる。	
	学・人		③健康・安全	①積極的に取り組む	②仲間の援助			
学習活動	0	1 オリエンテーション ・学習のねらいを確認する。	ねらい1 体の柔らかさ、巧みな動き、力強い動き、動きを持続する能力を、それぞれ安全で合理的に高めることのできる適切な運動の行い方があることを理解する。		ねらい2 ねらいが異なる運動例を効率よく組み合わせて行う運動の計画に取り組む。			
	10	学習の進め方を知り、学習の見通しを把握する。	1 用具や場の準備 2 学習のねらいを確認する 3 体ほぐしの運動をする。 ・ストレッチング （一人・ペア）		1 用具や場の準備 2 学習のねらいを確認する			
	20	・授業のルールの確認 2 体づくり運動の意義についての説明を聞く。	4 体力を高める運動を行う。 ・体の柔らかさを高めるための運動 ①腕を振る、回す ②体をねじる ③首のストレッチ ④肩・胸のストレッチ		4 効率よく体力を高めることのできる運動計画を作成する。 ・運動例の資料を参考にして、高めたい体力の運動計画をグループで作成する。		4 作成した運動計画を他のグループとお互いに見合ってアドバイスする。	4 体力を高める運動の実践発表会 ①開会の言葉 ②実施上の注意 ③発表会 ④アドバイスタイム ⑤先生からの言葉 ⑥閉会の言葉
	30	3 体ほぐしの運動をする。 ・ストレッチング （一人・ペア） ・集団遊び ・リズムダンス	・力強い動きを高めるための運動 ①腕屈伸 ②二人組で背負って移動 ③重いものを押す、引く、投げる 受ける		・動きを持続する能力を高めるための運動 ①一定の時間や回数を縄跳びや走運動 ②自己で決めた時間や回数を縄跳びや走運動		5 アドバイスをもとに、運動計画の改善を話し合う。	
	40	4 振り返り・片付け ・学習カードの活用の仕方について確認			5 作成した運動計画の実践を行う。		6 作成した運動計画の実践を行う。	
	50		5 振り返り 6 整理運動・片付け		6 振り返り 7 整理運動・片付け		7 振り返り 8 整理運動・片付け	5 振り返り 6 整理運動・片付け
評価	知・運	①	②			③④		
	思・判・表						②	
	態			③	①	②		

平成〇〇年△△月□□日 ◇曜日 ▽校時  
 第2学年△・◇組（男子〇〇名、女子△△名）  
 場所 〇〇組教室  
 指導者 〇 〇 〇 〇

「単元の評価規準」、「指導と評価の計画」については、中学校・高等学校は中単元分、小学校は大単元分を作成する。

1 単元名 保健「生涯を通じる健康」（労働と健康）

2 単元の目標

大単元

中単元

- (1) 生涯を通じる健康について自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して理解を深めることができるようにする。 (知識)
- (2) 生涯を通じる健康に関わる事象や情報から課題を発見し、疾病等のリスクの軽減、生活の質の向上、健康を支える環境づくりなどと、解決方法を関連付けて考え、適切な方法を選択し、それらを説明することができるようにする。 (思考力、判断力、表現力等)
- (3) 生涯を通じる健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動に意欲的に取り組もうとしている。 (学びに向かう力、人間性等)

※ 「学習指導要領解説」から語尾を「～できるようにする」に変えて記載する。

※ 「知識」（本単元に技能はなし）、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の順とする。

3 単元の評価規準

	知識（・技能） 「知識」（本単元に技能はないためカッコ書き）	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度
単元の評価規準	生涯を通じる健康について自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して理解を深めている。	生涯を通じる健康に関わる事象や情報から課題を発見し、疾病等のリスクの軽減、生活の質の向上、健康を支える環境づくりなどと、解決方法を関連付けて考え、適切な方法を選択し、それらを説明している。	生涯を通じる健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動に意欲的に取り組もうとしている。
学習活動に即した評価規準	①労働による傷害や職業病などの労働災害は、作業形態や作業環境の変化に伴い質や量に変化してきたことについて理解したことを発言したり、記述したりしている。 ②労働災害を防止するには、作業形態や作業環境の改善、長時間労働をはじめとする過重労働の防止を含む健康管理と安全管理が必要であることについて理解したことを発言したり、記述したりしている。 ③働く人の健康の保持増進は、職場の健康管理や安全管理とともに、心身両面にわたる総合的、積極的な対策の推進が図られることで成り立つことについて理解したことを発言したり、記述したりしている。 ④働く人の日常生活においては、積極的に余暇を活用するなどして生活の質の向上を図ることなどで健康の保持増進を図っていくことが重要であることについて理解したことを発言したり、記述したりしている。	①労働災害と健康について、習得した知識を基に、労働災害の防止に向けて、個人の取組と社会的対策を整理している。 ②働く人の健康の保持増進について、習得した知識を基に、生活の質の向上を図ることと関連付けて、課題解決の方法に応用している。	①労働災害と健康について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に、意欲的に取り組もうとしている。 ②働く人の健康の保持増進について、関連する資料を探したり、見たり、読んだりするなどの学習活動に意欲的に取り組もうとしている。

新学習指導要領の「～理解できるようにする」を引用

新学習指導要領の例示

現行の評価規準を引用

今後、国立教育政策研究所が評価規準の参考例を作成する予定である。それ以降については、その参考例をもとに評価規準を作成すること。

思考・判断・表現の「表現」について、「生涯を通じる健康について、自他や社会の課題の解決方法と、それを選択した理由などを話し合ったり、ノートなどに記述したりして、筋道を立てて説明すること」という例示があるが、移行期間において「表現」は指導してもよいが評価はしないこととなっているため、省略している。

4 単元について  
 (1) 教材観 その単元の内容について、学習指導要領解説を参考に、健康・安全に関する社会的背景等を考慮し、教材の特徴を明記する。

(2) 生徒観 児童生徒の学習の様子や、これまでの保健学習における指導内容の定着状況等について明記する。

(3) 学習を進めるに当たって 上記の教材観や生徒観から、教師がどのような内容に力点を置き、どのように指導していくかを具体的に明記する。

5 指導と評価の計画

		第1時	第2時（本時）	第3時	第4時
主 な 学 習 内 容 ・ 学 習 活 動		労働災害と健康①	労働災害と健康②	働く人の健康の保持増進①	働く人の健康の保持増進②
		○労働による傷害や職業病などの労働災害は、作業形態や作業環境の変化に伴い質や量が変化してきたこと。	○労働災害を防止するには、作業形態や作業環境の改善長時間労働をはじめとする過重労働の防止を含む健康管理と安全管理が必要であること。	○働く人の健康の保持増進は、職場の健康管理や安全管理とともに、心身両面にわたる総合的、積極的な対策の推進が図られることで成り立つこと。	○働く人の日常生活においては、積極的に余暇を活用するなどして生活の質の向上を図ることなどで健康の保持増進を図っていくことが重要であること。
		1 「働くことの意味」、「理想の仕事」について考える。 2 産業構造、働き方はどのように変化をしてきたか、資料をもとに整理する。 3 産業構造、働き方の変化に伴い、健康面でどのような変化が現れたかを、資料をもとに整理する。 4 資料から得た内容を伝え、成果を共有する。 5 働き方と労働災害の変化についてまとめる。	1 工事現場の安全管理を考える。 2 労働災害を防ぐために、安全管理と健康管理についてどのようなことが必要か、個人で事例を挙げたり、グループで整理したりする。 3 ワークショップ形式で、発表したり、他のグループと意見交換したりする。 4 他のグループの意見を参考に自分のグループの考えを深める。 5 労働災害を防止するための方策についてまとめる。	1 前時を振り返る。 2 働く人の健康状態を把握するための対策（一般健康診断と特殊健康診断）及び職場における健康増進活動について整理する。 3 メンタルヘルスケアについて、実施したチェックに基づき、適切な措置や助言について整理する。 4 ワーク・ライフ・バランスについて整理する。 5 働く人の健康の保持増進のための対策についてまとめる。	1 前時を振り返る。 2 余暇の活用とワーク・ライフ・バランスについて考える。 3 習得した知識をもとにディスカッション（ディベート）を行う。 2名×4チーム×5会場 4 討議内容、主な論点と判定結果を伝え、成果を共有する。 5 生活の質の向上と健康の保持増進についてまとめる。
評 価 機 会 等	知	①【ワークシート・観察】	②【ワークシート・観察】	③【ワークシート・観察】	④【ワークシート・観察】
	思	①【ワークシート】			②【ワークシート】
	態		①【観察】	②【観察】	

※「知識及び技能」の指導内容から、何時間必要かを考慮し、単元計画を作成する。  
 ※小単元の時間数を①②で示す。  
 ※生徒の主な学習活動について示す。

6 本時の目標

- ・ 労働災害を防止するには、作業形態や作業環境の改善、長時間労働をはじめとする過重労働の防止を含む健康管理と安全管理が必要であることについて理解したことを発言したり、記述したりすることができるようにする。 (知識)
- ・ 労働災害と健康について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に、意欲的に取り組むことができるようにする。 (学びに向かう力、人間性等)

7 学習指導過程 (例)

☐ : ねらい      - - - : 発問・指示など

時間	主な学習内容・学習活動	○指導上の留意点 ◆評価
導入 7分	<p>1 工事現場の安全管理について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工事現場の写真から安全面に関するスローガンを掲げていることに着目する。</li> </ul> <p>- - -</p> <p>工事現場や作業現場で、どのような安全標識やスローガンを見たことがありますか。</p> <p>- - -</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ グループで意見を出し合う。</li> </ul>	<p>○本時の学習内容に興味・関心をもたせる。</p>
展開 35分	<p>2 本時の学習のねらいを確認する。</p> <p>☐ 労働災害を防止するための方策について、さまざまな観点から考えよう。</p> <p>3 労働災害の防止について考える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 危険を予測するための資料 (イラスト) を用い、災害のリスクの低減策を考える。</li> </ul> <p>- - -</p> <p>ワークシートのイラストを見て、「潜んでいる危険」、「予想される事故・健康障害」、「改善の方法」を考えよう。</p> <p>- - -</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人で事例を挙げ、付箋に書く。</li> <li>・ グループごとに書いた付箋を模造紙に貼り、似たような意見を整理し、タイトルをつける。</li> <li>・ グループの意見を発表できるようにまとめる。</li> <li>・ 発表者以外は、他のグループの発表を聞き、意見交換する。全員が発表できるようにする。(1グループ4人程度)</li> <li>・ 元のグループに戻り、他のグループの意見を参考に、自分のグループの対策を深める。</li> </ul>	<p>○本時は、労働災害の防止するには、何が必要なかを考える授業であることを伝える。</p> <p>○思考を活発にさせるために、「高さ」「安定性」「手すりの有無」などの「状態」、障害が発生しそうな作業の仕方などの「行動」、他人の動きや風など、外からの「影響」に着目するよう促す。</p> <p>○できるだけ多く付箋に書くようにさせる。</p> <p>○ファシリテーター役を決めさせ、意見を聞いたりまとめたりさせる。</p> <p>○他のグループの発表と比較し、新たな発見に着目させ、対策を深めさせる。</p> <p>◆主体的に学習に取り組む態度 労働災害と健康について、課題の解決に向けての話し合いや意見交換などの学習活動に、意欲的に取り組もうとする。</p>
	まとめ 8分	<p>4 労働災害を防止するための対策についてまとめる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労働災害を防止するための安全管理及び健康管理についての教師のまとめを聞き、本時の学習内容を整理する。</li> </ul> <p>5 次時の予告を聞き、学習の見通しをもつ。</p>

※「主な学習内容・学習活動」の中では、1、2・・・で生徒の学習活動について示す。  
また、実際の生徒の詳細な活動について「・」で示す。  
※「○指導上の留意点 ◆評価」について、指導したり評価したりする場面に示す。

## 小学校体育科における学習評価について

### 1 小学校体育科における学習評価の改善

目標に準拠して、三観点による観点別学習状況の評価を行う。単元の評価規準作成のポイントは以下のとおり。

①	分けて 設定	(1) 知識・技能	「 <u>知識</u> 」と「 <u>技能</u> 」
		(2) 思考・判断・表現	「 <u>思考・判断</u> 」と「 <u>表現</u> 」
		(3) 主体的に学習に取り組む態度	「 <u>愛好的態度</u> 」, 「 <u>公正・協力</u> 」, 「 <u>責任・参画</u> 」, 「 <u>共生</u> 」, 「 <u>健康・安全</u> 」

※低学年の知識については、事実的な知識の獲得のみに主眼が置かれがちだが、言葉や文章のみで知識を表出することは難しい。動きはできているが、言葉で説明できない時は、「暗黙知」として捉える。(例：自転車に乗れている子供は知識もあると捉える)

※低学年の主体的に学習に取り組む態度の「共生」については、評価の内容に示されていない。

②	語尾	(1) 技能	「 <u>～できる</u> 」
		(1) 知識	「 <u>～している</u> 」
		(2) 思考・判断・表現	
		(3) 主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」	
(3) 主体的に学習に取り組む態度の「健康・安全」以外	「 <u>～しようとしている</u> 」		

### 2 単元の評価規準の作成手順

- ① 単元の目標の設定 「器械・器具を使つての運動遊び」(マットを使つての運動遊び)  
 ・単元目標は、学習指導要領本文を参考に設定することができる。本文に示された内容は、各領域において育成を目指す資質・能力であるため、学習指導要領の趣旨等に基づく指導上の目標と捉えることができる。単元目標の語尾は、「～することができるようにする」と表記する。

(1) マットを使った運動遊びの行い方を知るとともに、いろいろな方向に転がったり、手で支えての体の保持や回転をしたりして遊ぶことができるようにする。(知識及び技能)
(2) マットを使った簡単な遊び方を工夫するとともに、考えたことを友達に伝えることができるようにする。(思考力、判断力、表現力等)
(3) マットを使った運動遊びに進んで取り組み、順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動をしたり、場の安全に気を付けたりすることができるようにする。(学びに向かう力、人間性等)

(ゴシック体は、本文からの引用部分を表す)

#### ② 単元の評価規準の設定

・内容のまとまりごとの評価規準と指導計画における児童の活動を考慮し、児童の学びの姿としてより具体化した評価規準を作成する。

(1) 知識・技能	(2) 思考・判断・表現	(3) 主体的に学習に取り組む態度
① マットを使った運動遊びの行い方について言ったり、実際に動いてみたりしている。 <b>(知識)</b>	① 坂道やジグザグなどの複数のコースでいろいろな方向に転がることのできるような場を選んでいく。 <b>(思考・判断)</b>	① 動物の真似をして腕で支えながら移動したり、転がったりするなどの運動遊びに進んで取り組もうとしている。 <b>(愛好的態度)</b>
② マットに背中や腹などをつけていろいろな方向に転がって遊ぶことができる。 <b>(技能)</b>	② 腕で支えながら移動したり、逆さまになったりする動きを選んでいく。 <b>(思考・判断)</b>	② 順番やきまりを守り誰とでも仲よく運動遊びをしようとしている。 <b>(公正・協力)</b>
③ 手や背中で支えて逆立ちをしたり、体を反らせたりして遊ぶことができる。 <b>(技能)</b>	③ 友達のよい動きを見付けたら、自分で考えたりしたことを友達に伝えたり書き出したりしている。 <b>(表現)</b>	③ 場の準備や片付けを友達と一緒にしようとしている。 <b>(責任・参画)</b>
		④ 場の安全に気を付けている。 <b>(健康・安全)</b>

③ 指導と評価の計画の作成

- ・単元計画のうち、いつ、どの場面で、何をどのように見取るかの計画を立てる。
- ・指導計画の下に評価の計画を重ね合わせ、指導と評価の計画を作成する。
- ・1時間につき1～2程度の評価観点にするなど、評価をするにあたり無理のない計画を立てる。

時間	1	2	3	4	5	6	
0	オリエンテーション ・学習内容の確認 ・安全の約束の確認 ・場の準備や片付けの仕方の確認  感覚づくりの運動遊びの紹介	場の準備→準備運動（感覚づくりの運動遊び）					
		ころころランド ・前転がり ・後ろ転がり ・だるま転がり ・丸太転がり	びよんびよんランド ・腕支持での川跳び ・腕支持での平均台跳び	さかさまランド ・跳び箱を使って ・肋木を使って	マットランドで楽しもう		
		振り返り→遊びのバリエーションの紹介			グループでマットランドの場を作って楽しむ。 作ったランドをグループ同士で紹介し合って楽しむ。	他のグループが作ったランドで楽しむ。 もっと楽しいランドになるよう工夫する。 動きのバリエーションを楽しむ。	
45	振り返り→整理運動→片付け						
知※		①（知） 観察	②（技） 観察	③（技） 観察		②または③（技） 観察	
思			③（表） 観察・カード		①（思・判） 観察・カード	②（思・判） 観察・カード	
態	④（健・安） 観察	③（責・参） 観察		①（愛好） 観察	②（公・協） 観察		

※ 知…「知識・技能」， 思…「思考・判断・表現」， 態…「主体的に学習に取り組む態度」

④ 単元の評価規準を基にした「十分満足できる姿」の見取り（想定）

【知識・技能】

知識	運動遊びの行い方をより詳しく言ったり書き出したりしている姿や、実際に正確に行っている姿
技能	連続してできる、滑らかにできる、安定してできるなど、よりよくできる姿

【思考・判断・表現】

思考・判断	設定された活動をもとに、自分なりにさらに工夫しようとしていることが行動や言葉として表出される姿
表現	友達のよい動きや自分が工夫した動きを、言葉や動作、身振りなど多様な表現方法を用いて友達や教師に伝えたり、カードに書き出したりする姿

【主体的に学習に取り組む態度】

愛好的態度	課題の解決に向けて、意欲的に取り組もうとしている姿
公正・協力	公平・公正な態度と友達をよりよく支えようとしている姿
責任・参画	グループでの活動等で生じる自分の役割を十分に果たそうとしている姿
共生	自分と課題の解決が異なる場合においても、違いを認め、自分事として引き取ろうとしている姿（ <u>低学年においては評価の内容に示されていない</u> ）
健康・安全	自分の安全だけでなく、友達の安全の確保にも留意し、行動する姿

## 6 運動部活動について

### (1) 部活動の教育的意義について

#### ア 部活動とは

学校の部活動は、学校が設置するものであり、学校の教育活動の一環として位置付けられ、生徒の健全育成に大きな役割を果たしています。部活動の歴史は古く、明治時代の学校制度発足から今日に至るまでその歴史を刻んできました。

長い歴史の中で、多くの人が部活動により、生涯の友を得たり、社会経験を積んだりしており、人間形成や健全育成においても、多大な貢献をしてきました。また、これまで我が国の文化・スポーツ等の基盤を支え、世界に誇る人材を輩出したり、人々に夢や希望を与えたりしてきました。

#### イ 学校教育活動における部活動の位置付け

学校の教育活動は、学習指導要領に示された各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等で定められた「教育課程」の内容と、学校が計画する休み時間や登下校、放課後の課外活動等の「教育課程外」の内容で構成されています。

部活動は、教育課程外に学校が計画し、教育課程内の活動との関連を図りながら実施される教育活動です。

学校の教育活動	
教育課程	教育課程外
学習指導要領に基づく領域	学校が計画する領域
◆ 各教科、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等	◆ 放課後の課外活動 ◆ 休み時間、登下校等

#### ウ 学習指導要領における位置付け【総則とのかかわり】

部活動の指導及び運営等に当たっては、中学校学習指導要領第1章総則第5の1ウ（高等学校学習指導要領第1章総則第6款の1ウ）に示された部活動の意義と留意点を踏まえて行うことが重要です。

《中学校 学習指導要領 第1章 総則 第5の1ウ》 平成29年3月  
《高等学校 学習指導要領 第1章 総則 第6款の1ウ》 平成30年3月

#### 第5 学校運営上の留意事項

##### 1 教育課程の改善と学校評価，教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的，自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化，科学等に親しませ，学習意欲の向上や責任感，連帯感の涵養等，学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり，学校教育の一環として，教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際，学校や地域の実態に応じ，地域の人々の協力，社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い，持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

また、中学校学習指導要領解説（保健体育編 平成 29 年 7 月）には、部活動の意義と留意点等を次のように示すとともに、「運動部の活動」についても解説しています。

#### 【意義】

スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養、互いに協力し合って友情を深めるといった好ましい人間関係の形成等に資するものである。

#### 【留意点】

部活動は、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味・関心等をより深く追求していく機会であることから、第 2 章以下に示す各教科等の目標及び内容との関連にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するように促すなど、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるようにすること。

#### 【配慮事項】

一定規模の地域単位で運営を支える体制を構築していくことが長期的には不可欠であることから、設置者等と連携しながら、学校や地域の実態に応じ、教員の勤務負担軽減の観点も考慮しつつ、部活動指導員等のスポーツや文化及び科学等にわたる指導者や地域の人々の協力、体育館や公民館などの社会教育施設や地域のスポーツクラブといった社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営の工夫を行うこと。

各学校が部活動を実施するに当たっては、本項を踏まえ、生徒が参加しやすいように実施形態などを工夫するとともに、生徒の生活全体を見渡して休養日や部活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスのとれた生活や成長に配慮することが必要です。

### エ 運動部活動の学校教育における位置付け、意義、役割等

**運動部活動は、スポーツの技能等の向上のみならず、生徒の生きる力の育成、豊かな学校生活の実現に意義を有するものとなることが望まれます。**

○ 学校教育の一環として行われる運動部活動は、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中で、生徒に下記のような様々な意義や効果をもたらすものと考えられます。

- スポーツの楽しさや喜びを味わい、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。
- 体力向上や健康の増進につながる。
- 保健体育科等の教育課程内の指導で身に付けたものを発展、充実させたり、活用させたりするとともに、運動部活動の成果を学校の教育活動全体で生かす機会となる。
- 自主性、協調性、責任感、連帯感などを育成する。
- 自己の力の確認、努力による達成感、充実感をもたらす。
- 互いに競い、励まし、協力する中で友情を深めるとともに、学級や学年を離れて仲間や指導者と密接に触れ合うことにより学級内とは異なる人間関係の育成につながる。

「運動部活動でのガイドライン（平成 25 年 5 月 文部科学省）」抜粋

## (2) 運動部活動の適切な運営について

運動部活動は学校教育の一環として、その管理の下に行われ、学校が計画的に実施するものです。各学校の実態に応じた指導体制を確立するとともに、効果的、計画的な指導に向けて各部を機能的に活動させるよう努めることが大切です。下の「運動部活動の指導・運営チェック表」を参考に自校の状況をチェックしましょう。

### 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

#### ① 顧問の教員だけに運営、指導を任せるのではなく、学校組織全体で運動部活動の目標、指導の在り方を考えましょう

- ・学校組織全体での運営や指導の目標、方針の作成と共有
- ・保護者等への目標、計画等の説明と理解

#### ② 各学校、運動部活動ごとに適切な指導体制を整えましょう

- ・外部指導者等の協力確保、連携
- ・外部指導者等の協力を得る場合の校内体制の整備

#### ③ 活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

- ・生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成
- ・年間を通したバランスのとれた活動への配慮
- ・年間の活動の振り返りと次年度への反映

#### ④ 適切な指導方法、コミュニケーションの充実等により、生徒の意欲や自主的、自発的な活動を促しましょう

- ・科学的裏付け等生徒への説明と理解に基づく指導の実施
- ・生徒が主体的に自立して取り組む力の育成
- ・生徒の心理面を考慮した肯定的な指導
- ・生徒の状況の細かい把握、適切なフォローを加えた指導
- ・指導者と生徒の信頼関係づくり
- ・上級生と下級生、生徒の間の人間関係形成、リーダー育成等の集団づくり
- ・事故防止、安全確保に注意した指導

#### ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

- ・学校、指導者、生徒、保護者の間での相互の理解と体罰の禁止

#### ⑥ 最新の研究成果等を踏まえた科学的な指導内容、方法を積極的に取り入れましょう

- ・科学的な指導内容、方法の積極的な取り入れ
- ・学校内外での指導力向上のための研修、研究

#### ⑦ 多様な面で指導力を発揮できるよう、継続的に資質能力の向上を図りましょう

- ・校長等の管理職の理解
- ・運動部活動のマネジメント力その他多様な指導力の習得

【参考・引用：運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月 文部科学省）】

check

### (3) 宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針(平成30年10月)

#### **本方針策定の趣旨等**

学校の運動部活動は、スポーツに興味・関心のある同好の生徒が参加し、各運動部の責任者（以下、「運動部顧問」という。）の指導の下、学校教育の一環として行われ、本県のスポーツ振興と競技力向上を大きく支えてきた。

また、体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかしながら、今日においては、社会・経済の変化等により、教育等に関わる課題が複雑化・多様化し、学校や教師だけでは解決することができない課題が増えている。とりわけ、少子化が進展する中、運動部活動においては、従前と同様の運営体制では維持は難しくなっており、学校や地域によっては存続の危機にある。

将来においても、本県の生徒が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育む基盤として、運動部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた運動・スポーツを行うことができるよう、速やかに、運動部活動の在り方に関し、抜本的な改革に取り組む必要がある。

宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針（以下、「県の方針」という。）は、義務教育である中学校（義務教育学校後期課程、中等教育学校前期課程、特別支援学校中学部を含む。以下同じ。）段階の運動部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するとともに教員の負担軽減を図るという観点に立ち、運動部活動が以下の点を重視して、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと
- ・ 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築すること

市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者及び学校は、県の方針に則り、持続可能な運動部活動の在り方について検討し、速やかに改革に取り組む。県においては、学校の設置者が行う改革に必要な支援等に取り組む。

県の方針の基本的な考え方は、学校の種類や学校の設置者の違いに関わらず該当するものであることから、高等学校段階の運動部活動についても県の方針を原則として適用し、速やかに改革に取り組む。その際、高等学校段階では、各学校において中学校教育の基礎の上に多様な教育が行われている点に留意する。

県は、県の方針に基づく運動部活動の状況把握のために、定期的にフォローアップを行う。

## **1 適切な運営のための体制整備**

### **(1) 運動部活動の方針の策定等**

ア 市町村教育委員会や学校法人等の学校の設置者は、国のガイドラインに則り、県の方針を参考に、「設置する学校に係る運動部活動の方針」（以下、「設置者の方針」という。）を策定する。

イ 校長は、学校の設置者による設置者の方針に則り、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。運動部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

ウ 校長は、上記イの活動方針及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。

エ 学校の設置者は、上記イに関し、各学校において運動部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。なお、このことについて、県は、必要に応じて学校の設置者の支援を行う。

### **(2) 指導・運営に係る体制の構築**

ア 校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に運動部活動を実施できるよう、適正な数の運動部を設置する。

イ 学校の設置者は、各学校の生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況や校務分担の実態等を踏まえ、部活動指導員を積極的に任用し、学校に配置する。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適

切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達の段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や、体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者等の信頼を損ねるような行為の禁止等）を遵守すること等に関し、任用前及び任用後の定期において研修を行う。

ウ 校長は、運動部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各運動部の活動内容を把握し、生徒が安全にスポーツ活動を行い、教師の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

オ 県及び学校の設置者は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導に係る知識及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う。

カ 県、学校の設置者及び校長は、教師の運動部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文科科学大臣決定）」及び「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成30年2月9日付け29文科初第1437号）」を踏まえ、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行う。

## **2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

イ 運動部顧問は、スポーツ医・科学の見地からは、トレーニング効果を得るため

に休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成できるよう、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

ウ 運動部顧問は、中央競技団体が作成する「運動部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のための指導手引」を活用して、ア及びイに基づく指導を行う。

### **3 適切な休養日等の設定**

ア 運動部活動における休養日及び活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、以下を基準とする。

#### ① 学期中の休養日の設定

週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、土曜日及び日曜日(以下「週末」という。)は少なくとも1日以上を休養日とする。第3日曜日は「家庭の日」の趣旨を踏まえ、原則として部活動を実施しないこととする。週末及び家庭の日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。)

#### ② 長期休業中の休養日の設定

学期中の休養日の設定に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

#### ③ 1日の活動時間

長くとも平日は2時間程度、学校の休業日(学期中の週末を含む)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- ・ 県の競技力に関する指定校（競技力強化指定校、競技力向上推進校、拠点校）の指定部においても、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、指定校の趣旨を踏まえて、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。
- ・ 高等学校の特色づくり等で、学校独自で強化部等を設置する場合も、原則、3ア①～③の基準に沿った活動とするよう努めることとする。ただし、校長の責任のもと、運用の工夫ができるものとする。その際、計画的に休養日及び活動時間を設定すること。

イ 学校の設置者は、1（1）に掲げる設置者の方針の策定に当たっては、国のガイドラインの「適切な休養日等の設定」を踏まえるとともに、県の方針を参考に、休養日及び活動時間等を設定し、明記する。また、下記ウに関し、適宜、支援及び指導・是正を行う。

ウ 校長は、1（1）に掲げる「学校の運動部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、3ア①～③の基準を踏まえるとともに、設置者の方針の基準に則り、各運動部の休養日及び活動時間等を設定し、公表する。また、各運動部の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

エ なお、休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、運動部共通、学校全体、市町村共通の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

オ 活動の際は、熱中症事故の防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、万全の安全対策を講じること。

## **4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ環境の整備**

### **(1) 生徒のニーズを踏まえた運動部の設置**

ア 校長は、より多くの生徒の運動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なるスポーツを行う活動、競技志向でなくレクリエーション志向で行う活動、体力づくりを目的とした活動等、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる運動部の設置について検討する。

イ 県は、少子化に伴い、単一の学校では特定の競技の運動部を設けることができない場合には、生徒のスポーツ活動の機会が損なわれることがないように、学校体育関係団体と連携し、複数校の生徒が拠点校の運動部活動に参加する等、合同部活動等の取組の工夫改善に努める。

## **(2) 地域との連携等**

ア 県、学校の設置者及び校長は、生徒のスポーツ環境の充実の観点から、学校や地域の実態に応じて、地域のスポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、民間事業者の活用等による学校と地域が共に子どもを育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域におけるスポーツ環境整備を進める。

イ 県及び学校の設置者等が実施する部活動指導員の任用・配置や、運動部顧問等に対する研修等、スポーツ指導者の質の向上に関する取組について、関係機関及び関係団体等との協力体制の充実に努める。

ウ 県及び市町村教育委員会は、学校管理下ではない社会教育に位置付けられる活動については、各種保険への加入や、学校の負担が増加しないこと等に留意しつつ、生徒がスポーツに親しめる場所が確保できるよう、学校体育施設開放事業を推進する。

エ 県、学校の設置者及び校長は、学校と地域・保護者が共に子どもの健全な成長のための教育、スポーツ環境の充実を支援するパートナーという考え方の下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

## **5 学校単位で参加する大会等の見直し**

ア 県中学校体育連盟及び学校の設置者は、学校の運動部が参加する大会・試合の全体像を把握し、週末等開催される様々な大会・試合に参加することが、生徒や運動部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の統廃合等を主催者に要請するとともに、各学校の運動部が参加する大会数の上限の目安等について検討する。

イ 校長は、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(4) 令和元年度「部活動に関する調査報告（概要）」

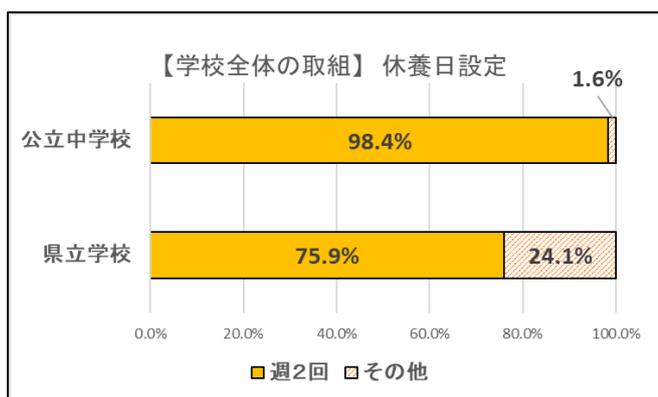
令和元年9月に県教育委員会が調査した、「令和元年度部活動運営上の現状と課題」の調査結果については、以下のとおりです。

なお、調査対象校数は、公立中学校128校（市町村立中学校125校、県立中学校2校、中等教育学校前期課程校1校、※東郷中学校若竹分校は本校に含む）、県立学校52校（高等学校45校、特別支援学校7校）となっています。

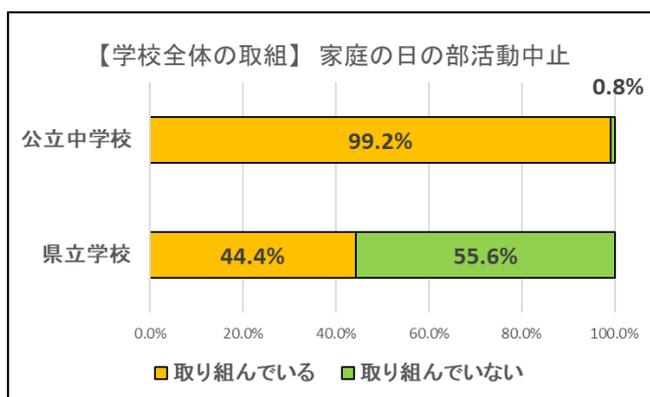
■ 休養日の設定について

【学校全体の取組状況】

ア 休養日設定状況

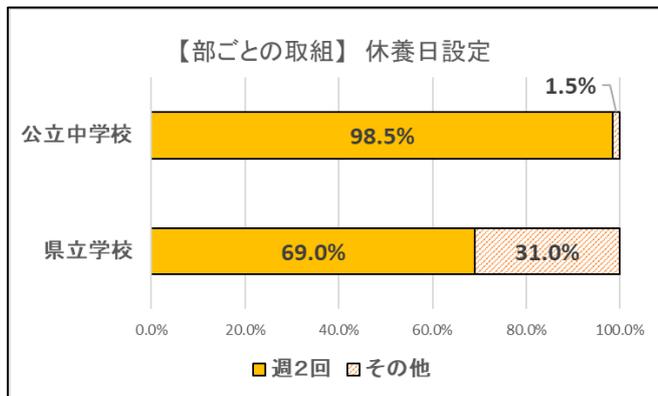


イ 家庭の日の部活動中止状況

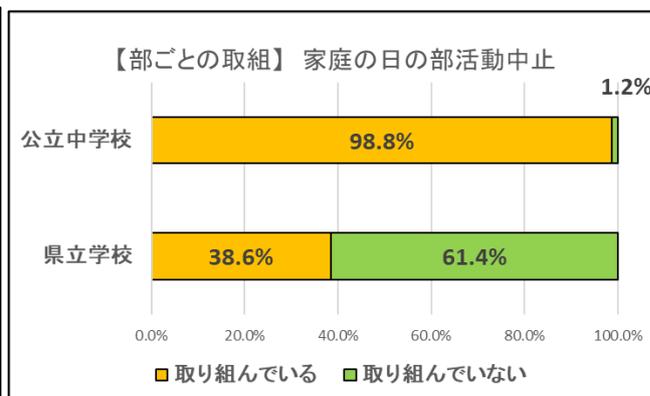


【部ごとの取組状況】

ア 休養日設定状況

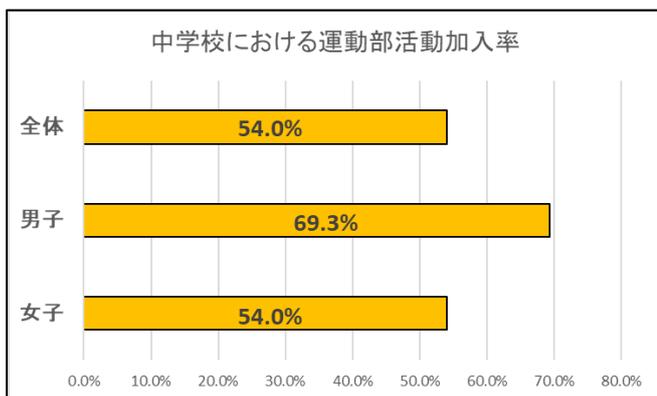


イ 家庭の日の部活動中止状況

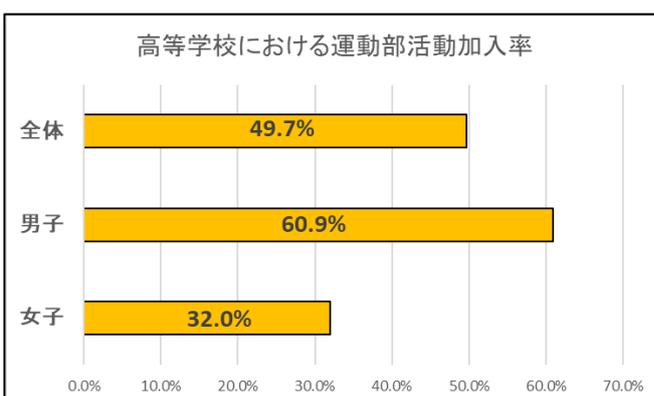


■ 運動部活動加入率について

ア 中学校の状況



イ 高等学校の状況



# 7 令和2年度学校体育関係諸事業概要

## (1) 行事予定

4月		5月		6月	
1	水	金		月	小体連 第1回理事会、専門部会
2	木	土		火	
3	金	日	憲法記念日	水	
4	土	月	みどりの日	木	学校体育セミナー (障地を取り合うゲーム)
5	日	火	こどもの日	金	高体連 第2回教科研究委員会
6	月	水	振替休日	土	
7	火	木	中体連 第1回理事会	日	高体連 定時制・通信制体育大会
8	水	金	学体研 第1回理事会	月	
9	木	土		火	高体連 第3回総体実行委員会
10	金	日		水	
11	土	月		木	学体研 第2回研究部会 九州高校総体(南九州陸上～6/14)
12	日	火	学体研 第1回実行委員会・研究部会	金	小学校体育指導者講習会 九州高校総体(バドミントン～ 6/14)
13	月	水	高体連 第1回専門委員長会、競技委員会	土	
14	火	木	小中学校体育担当責任者会(北部) 高体連 第1回常任理事会、理事会	日	
15	水	金	第1回県立学校保健体育教科担当責任者会議	月	高体連 第1回調査研究委員会
16	木	土	学体研 第1回理事長、研究部長会	火	
17	金	日	高体連 第1回総体実行委員会 小中学校体育担当責任者会(南部)	水	
18	土	月		木	高体連 第2回競技委員会
19	日	火	中体連 第1回競技力向上検討委員会 高体連 第2回理事会	金	九州高校総体(サッカー～ 6/22)
20	月	水	小中学校体育担当責任者会(中部)	土	運動部活動外部指導者研修会Ⅱ チャレンジマッチ
21	火	木	体育振興指導教員等研修会 幼児児童の楽しい水遊び[南部]	日	チャレンジマッチ
22	水	金	高体連 第1回教科研究委員会	月	スポーツ指導者セミナー
23	木	土		火	
24	金	日		水	
25	土	月		木	中体連 第1回競技専門部会
26	日	火	幼児児童の楽しい水遊び[北部]	金	九州高校総体(卓球～ / )
27	月	水		土	学校体育セミナー(幼児の運動遊び)
28	火	木	中体連 第1回評議員会	日	
29	水	金	昭和の日	月	
30	木	土	中体連 第1回研究部会	火	中体連 第2回研究部会
31	/	日		/	

		7月	8月	9月
1	水	九州学体研 第1回準備委員会	土	火
2	木	運動部活動顧問研修会 中体連九州大会第2回実行委員会	日	水
3	金		月	木
4	土		火	金
5	日		水	土
6	月		木	日
7	火	高体連 全国大会出場監督会	金	月
8	水		土	火
9	木	九州学体研 地区実行委員会・第3回 県研究部会)	日	水
10	金		月	木
11	土	高校野球選手権開会式	火	金
12	日		水	土
13	月		木	日
14	火		金	月
15	水		土	火
16	木		日	水
17	金		月	木
18	土		火	金
19	日		水	土
20	月		木	日
21	火		金	月
22	水		土	火
23	木	振替休日	日	水
24	金	スポーツの日 県中学校総合体育大会 ※7/11～29	月	木
25	土		火	金
26	日		水	土
27	月	学校体育実技講師派遣打合せ	木	日
28	火		金	月
29	水	小学校体育地区別講習会(西臼杵)	土	火
30	木	小学校体育地区別講習会 (児湯、北諸県)	日	水
31	金	小学校体育地区別講習会(東臼杵)	月	/

10月		11月		12月		
1	木	九州学体研 事前研究会	日	県中学校秋季体育大会	火	
2	金		月	県中学校秋季体育大会	水	
3	土		火		木	
4	日		水		金	
5	月		木	第1回体力向上対策会議	土	
6	火	学校体育セミナー（陸上競技）	金		日	
7	水		土	県中学校秋季体育大会	月	
8	木		日	県中学校秋季体育大会	火	九州学体研 第4回実行委員会
9	金		月	県中学校秋季体育大会	水	
10	土		火		木	
11	日		水		金	中体連 第3回競技力向上検討委員会
12	月		木		土	
13	火		金		日	
14	水		土		月	
15	木	学校体育セミナー （運動遊び・体づくり運動）	日	県中学校駅伝競走大会	火	
16	金	中体連 第2回競技専門部会	月		水	
17	土		火	第1回体力向上推進委員会	木	第3回体力向上推進委員会
18	日		水	高体連 第3回調査研究委員会	金	
19	月		木	県学体研 第2回準備委員会 日本中体連研究大会（秋田県）	土	全国高校駅伝開会式
20	火		金	高体連 第3回競技委員会 日本中体連研究大会（秋田県）	日	全国高校駅伝
21	水		土		月	
22	木		日		火	
23	金		月	勤労感謝の日	水	
24	土	県高校駅伝開会式	火	中体連 理事・専門部合同会	木	
25	日	県高校駅伝	水	高体連 第2回専門委員長会	金	
26	月		木	高体連 第2回常任理事会	土	
27	火		金		日	
28	水	九州学体研 第3回実行委員会	土		月	
29	木	九州学校体育研究発表大会 （宮崎）	日		火	
30	金	九州学校体育研究発表大会 （宮崎）	月	第2回体力向上推進委員会	水	
31	土	県中学校秋季体育大会	／		木	

1月		2月		3月	
1	金 元旦	月	中体連 第2回評議員会	月	
2	土	火		火	
3	日	水		水	
4	月	木	学体研 第2回理事長・研究部長会	木	
5	火	金		金	
6	水	土		土	
7	木	日		日	
8	金 第4回体力向上推進委員会	月	小体連 第2回評議員会 第2回小学校体育専科等連絡会議 中高専門委員長会	月	
9	土	火	県学体研 第4回準備委員会	火	
10	日	水		水	
11	月 成人の日	木	建国記念の日	木	
12	火 中体連 第5回研究部会	金		金	
13	水	土		土	
14	木 全国高体連研究大会（長崎県）	日		日	
15	金 全国高体連研究大会（長崎県）	月	中体連 九州中学校体育大会準備委員会	月	
16	土	火	体力づくり優良校表彰式 高体連 第4回調査研究委員会	火	
17	日	水	高体連 研究協議会・スポーツ賞表彰式	水	
18	月 中体連 第3回理事会	木	第2回スポーツ指導者講習会	木	
19	火 県学体研 第3回準備委員会	金	高体連 第3回理事会	金	
20	水	土		土	春分の日
21	木	日		日	
22	金 県立学校保健体育教科担当責任者会	月		月	
23	土	火	天皇誕生日	火	
24	日	水		水	
25	月 第2回体力向上対策会議	木	学体研 第2回理事会	木	
26	火	金		金	
27	水	土		土	
28	木	日		日	
29	金 高体連 第5回教科研究委員会	／		月	
30	土	／		火	
31	日	／		水	

# 令和2年度 スポーツ指導センター研修一覧表

## 【学校体育指導者養成研修】

No.	講座名	期日	会場	対象	内容	講師
1	幼児児童の楽しい水遊び	5月21日(木)	県立都城さくら聴覚支援学校 スイミングフィットネスフィットピア	認定こども園・幼稚園・保育所等 小学校・特別支援学校 総合型クラブの指導者	講義 演習 実技	ライフセービングイン ストラクター  スイミングクラブイン ストラクター
		5月26日(火)	県立延岡青朋高等学校 フィットネスクラブターザン			
		5月28日(木)	ひなた武道館 ABCスポーツクラブ			
2	幼児児童の楽しい運動遊び	8月19日(水)	早水公園体育文化センター	認定こども園・幼稚園・保育所等 小学校・特別支援学校 総合型クラブの指導者	参観 講義 実技	澤井雅志 (日本体育大学兼任講 師)
		8月20日(木)	クリエイティブセンター門川			
		8月21日(金)	ひなた武道館			
3	小学校体育地区別講習会 (水泳運動系・保健)	7月29日(水)	諸塚村立諸塚小学校	小学校・特別支援学校の教員	講義 実技	小学校体育指導者養成 講習会受講者
		7月30日(木)	西都市立妻南小学校			
		7月30日(木)	都城市立沖水小学校			
		7月31日(金)	延岡市立南方小学校			
		8月4日(火)	日南市立北郷中学校			
		8月6日(木)	ひなた宮崎県総合運動公園			
		8月6日(木)	小林市立小林小学校			
4	中学校・高等学校保健体育地区別講習会 (体づくり運動・柔道)	8月3日(月)	早水公園体育文化センター	中学校・高等学校・中等教育学校の 保健体育担当教員 特別支援学校の教員	講義 実技	体育・保健体育指導力 向上研修受講者
		8月5日(水)	日向市武道館 クリエイティブセンター門川			
		8月6日(木)	ひなた武道館			
5	学校体育セミナー (ゲーム:陣地を取り合うゲーム)	6月4日(木)	ひなた木の花ドーム	小学校・特別支援学校の教員	講義 実技	体育振興指導教員等
	学校体育セミナー (陸上競技)	10月6日(火)	ひなた武道館	中学校・高当学校・中等教育学校の 保健体育担当教員 特別支援学校の教員	講義 実技	体育・保健体育指導力 向上研修受講者
	学校体育セミナー (幼児の運動遊び・体づくり運動系)	10月15日(木)	ひなた武道館	認定こども園・幼稚園・保育所等 小学校・特別支援学校 総合型クラブの指導者	講義 実技	体育・保健体育指導力 向上研修受講者
	学校体育セミナー (ゲーム・ボール運動、器械運動系)	11月10日(火)	高城総合運動公園 都城市立高城小学校	小学校・特別支援学校の教員	講義 実技	九州ベースボールアカ デミー認定コーチ 体育振興指導教員等

※ 網掛けの講座は免許状更新講習の対象となる予定です。(3・4については網掛けの会場のみ)  
 ※ 3、4、5の研修については、体育の授業を担当している教員に限ります。

## 【競技力向上指導者養成研修】

No.	講座名	期日	会場	対象	内容	講師
1	運動部活動外部指導者研修会	5月17日(日)	ひなたサンマリスタジアム宮崎	運動部活動外部指導者 部活動指導員	講義	副島和久(公益財団法人宮崎県体育協会ス ポーツ医・科学委員会 委員)
		6月20日(土)	ひなた武道館			
2	第1回スポーツ指導者セミナー	6月22日(月)	ひなたサンマリスタジアム宮崎	教職員、スポーツ指導者	講演	優れた指導実績をもつ 指導者
3	運動部活動顧問研修会	7月2日(木)	ひなた宮崎県総合運動公園	運動部活動顧問 部活動指導員 運動部活動外部指導者 総合型クラブの指導者	講義 実技	優れた指導実績をもつ 県内指導者
4	第2回スポーツ指導者セミナー	2月18日(木)	ひなた武道館	教職員、スポーツ指導者	講演 報告会	優れた指導実績をもつ 指導者

**宮崎県教育庁  
スポーツ指導センター**

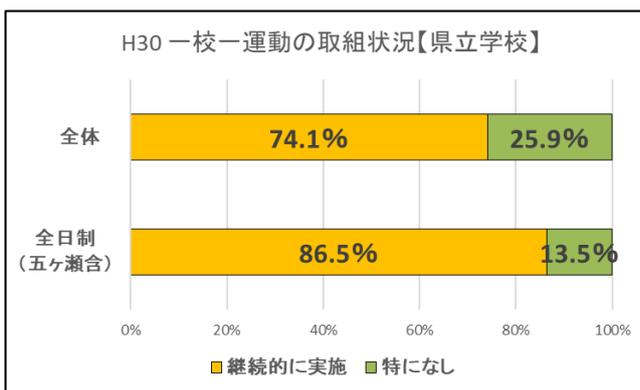
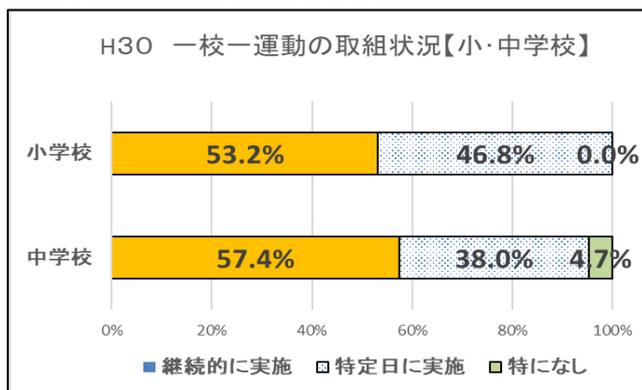
〒889-2151  
 宮崎県宮崎市大字熊野1443-12  
 TEL0985-58-0096 FAX0985-58-0097  
 HP <http://www.miyazaki-sports-shido-center.jp/>

## 8 令和元年度 学校体育に関する諸調査概要

令和元年度の「小中学校体育担当責任者会」及び「県立学校保健体育科担当責任者会議」において各学校に対して調査した、学校行事及び授業実施状況等に関する調査の結果は、以下のとおりです。

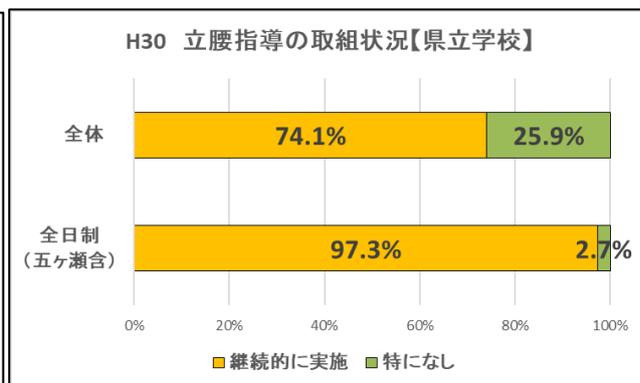
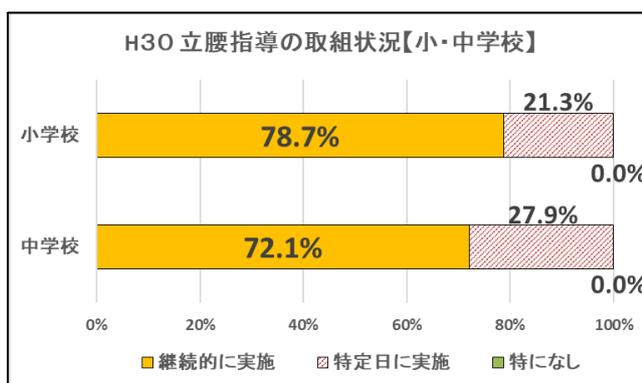
### (1) 学校行事等に関する調査

#### ① 一校一運動の取組状況



※全日制は全日制高校及び五ヶ瀬中等教育学校を含む

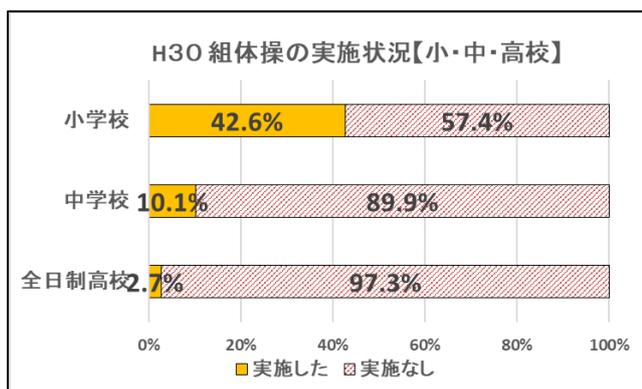
#### ② 立腰指導の取組状況



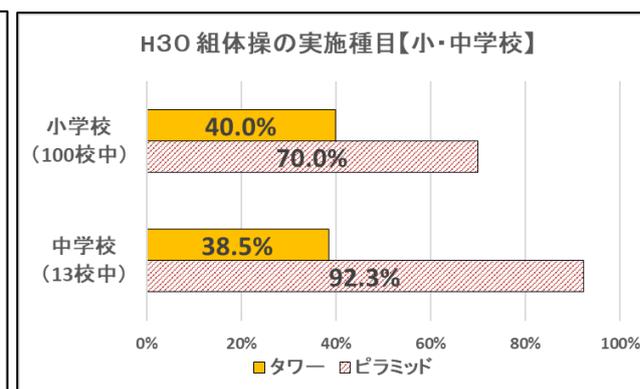
※全日制は全日制高校及び五ヶ瀬中等教育学校を含む

#### ③ 運動会（体育大会）における組体操の取組

##### ア 実施状況

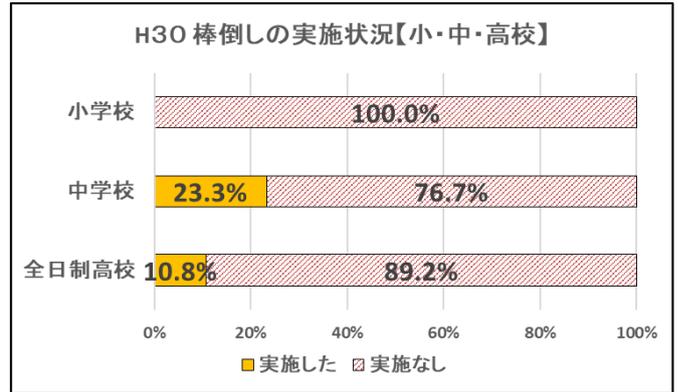
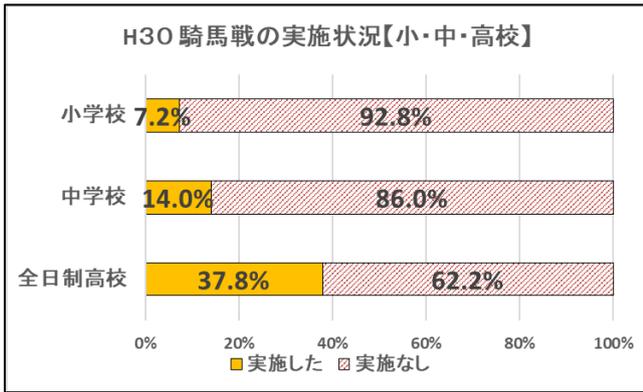


##### イ 実施した学校の実施種目（小・中学校のみ）



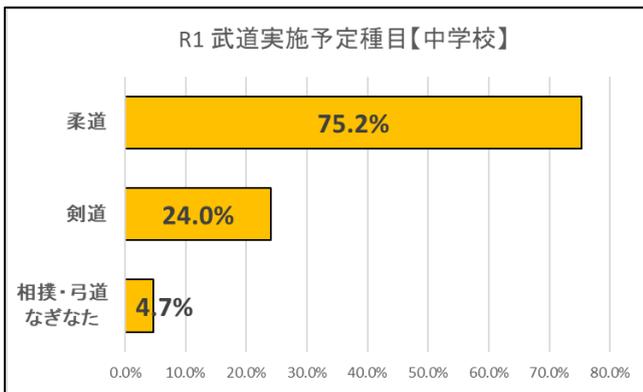
④ 運動会（体育大会）における騎馬戦の実施状況

⑤ 運動会（体育大会）における棒倒しの実施状況



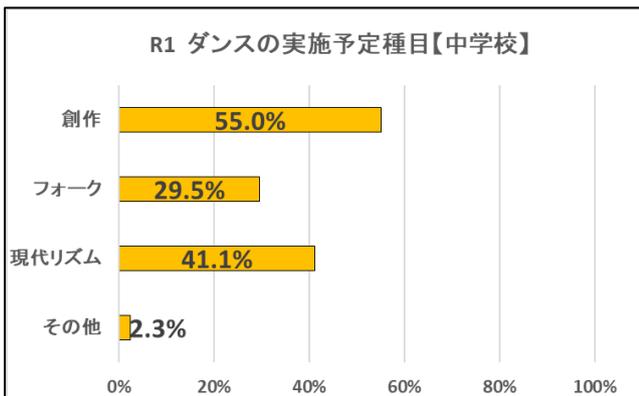
(2) 授業実施状況等に関する調査

① 中学校武道の実施状況（令和元年度の実施予定種目）



- ※ 令和元年度の調査対象校 129 校
- ※ 複数種目実施校 4 校  
(串間、妻ヶ丘、三股、日之影)
- ※ 柔道・剣道以外の種目実施校 6 校
  - ・相撲実施校 (穂北)
  - ・弓道実施校 (串間、夏尾、三股、後川内)
  - ・なぎなた実施校 (日之影)
- ※ その他県立学校 1 校
  - ・空手道実施校 (明星視覚支援：中等部)

② 中学校ダンスの実施状況（令和元年度の実施予定種目）



- ※ 令和元年度の調査対象校 129 校
- ※ 複数種目実施校 28 校 (22.5%)
- ※ その他内容実施校 3 校
  - ・ソーラン節 (山田、美郷・南郷)
  - ・地域の伝統芸能 (東郷学園若竹分校)

## 9 体育関係主要通知等

0550-1021

平成31年4月1日

各市町村教育委員会教育長 殿

各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

### 児童生徒の体育活動における事故防止について(通知)

このことについては、かねてから管理と指導の適正を図るよう関係者の特別の御配慮をお願いしているところですが、学校管理下における体育活動等での児童生徒の事故が依然として発生しております。

つきましては、下記事項に十分留意の上、事故防止の徹底を図るよう指導をお願いします。

記

#### 1 教科体育、体育的クラブ活動、運動部活動及び健康安全・体育的行事における指導

上記の体育活動の指導を行う場合は、学校においてあらかじめ児童生徒一人一人の発達の段階・健康状態・運動能力及び体力等の実態を考慮して、指導計画・指導組織について十分な検討を加えるとともに、実施に当たっては、児童生徒の掌握に努め、活動の状況等を記録するなどして万全を期すること。

なお、児童生徒の体育活動に支障のある既往症及び心臓疾患や腎臓疾患などの疾病異常の有無についても熟知し、それに基づいて、学校医・保護者等と密接な連携を図りながら適切な指導を行うこと。

特に、新入学児童生徒については、就学时健康診断票、あるいは進学の際に小学校または中学校から送付された健康診断票等により、健康状態を的確に把握しておくこと。

また、学校における事故発生の際の連絡及び救急体制を確立し、常時、全職員の指導体制を明確に認識させておくこと。

さらに、AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。中学校においては、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について保健教育を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー(AEDデモ器)等の器具を用いた学習に努めること。

なお、AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。

- (1) 健康安全・体育的行事等の実施に当たっては、近年、熱中症が多発している現状を踏まえ、開催時期について十分配慮すること。

また、指導者は児童生徒の健康観察等を十分行うとともに、日頃から児童生徒が自ら健康状態を把握し、指導者に対して意思表示できる能力や態度の育成に努めるとともに、事前に段階的な指導を行うなど、安全面に十分配慮すること。

- (2) 健康安全・体育的行事等で、児童生徒に役員・審判を担当させる場合は、事前に安全管理についての指導を徹底しておくこと。
- (3) 健康安全・体育的行事等で、放課後に練習を行う場合は、練習計画(時間、場所、内容、方法)を立案し、効率的かつ適正な指導を行うこと。
- (4) 学校における体育活動において、予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全確認を行い、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に励行されるよう指導を徹底すること。
- (5) 屋外で行う体育活動において、熱中症に注意するとともに、紫外線を無防備のまま長時間直接受けることは避けるようにしたり、落雷の発生しやすい気象条件下では、その場に応じた的確な判断のもとに、活動を中止・中断し安全な場所へ避難したりするなどの適切な対応ができるよう指導の徹底を図ること。
- (6) 運動部活動については、各学校が作成した「部活動の方針」に基づいた休養日を設定するとともに、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。  
指導に当たっては、部活動の意義と留意点を確認するとともに、悩みなどを話し合う場の設定や、生徒が顧問以外の職員にも相談しやすい環境づくりに努めること。  
なお、全職員の共通理解のもと、学校全体の組織的な連携がとれているか点検するとともに、保護者等を含めて部活動の在り方について確認する機会を設けること。

#### 2 体育施設設備の安全管理と効果的な活用

- (1) 体育施設設備の安全管理に当たっては、全職員による管理組織を確立し、計画的に定期及び日常の安全点検を行い、補修や改善等を施すなど安全確保に万全を期すること。
- (2) 体育授業や運動部活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図るよう、全職員へ周知すること。
- (3) プールの管理に当たっては、防護さく、排水溝及び排環水口のふた並びに浄化装置等について常に安全点検と整備を行い、特に、プール使用中には絶対に排水を行わないなど事故防止に万全を期すること。

### 3 対外運動競技参加についての指導

対外運動競技会への参加に当たっては、本人の意思・健康状態・体力などについて十分留意し、保護者との連携を密にするとともに、状況によっては競技に参加させない等の措置をとること。

なお、参加日程等については、児童生徒の心身の発達の段階からみて無理のないよう配慮すること。

各市町村教育委員会教育長 殿

各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

### 学校における運動会・体育大会等の実施について(通知)

[参 考]

①「学校における運動会・体育大会等の実施について」

(平成30年5月7日付け  
0550-1152 教育長通知)

(平成30年8月29日付け  
0550-1597 教育長通知)

②「水泳等の事故防止について」

(平成30年5月16日付け  
0550-1198 教育長通知)

③「児童生徒の長距離走、持久走実施時における事故防止について」

(平成30年10月12日付け  
0550-1715 教育長通知)

④「組体操による事故の防止について」

(平成28年3月29日付け  
0550-2133 教育長依頼)

⑤「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」

(平成29年1月17日付け  
0550-2016 スポーツ振興課長通知)

⑥「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」

(平成29年12月28日付け  
0550-1895 スポーツ振興課長通知)

⑦「運動部活動の指導管理の徹底について」

(平成30年7月2日付け  
0550-1391 教育長通知)

⑧「宮崎県運動部活動の活動時間及び休養日設定等に関する方針の策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について」

(平成30年10月1日付け  
0550-1701 教育長通知)

各学校における運動会・体育大会等については、学習指導要領「総則」第1の3の趣旨が十分に生かされるよう実施いただいているところですが、さらに下記事項に留意の上、指導の徹底が図られるよう御配慮をよろしくお願いいたします。

記

1 運動会・体育大会等は、学校行事の一環として実施するものであることから、その教育的な意義を踏まえ、児童生徒の健康安全に特に留意した上で、学校の創意工夫を生かした教育活動となるよう配慮すること。

2 計画・立案に当たっては、学習指導要領「総則」第1の3及び特別活動の趣旨を踏まえ、年間の教育計画との関連性を十分考慮するとともに、日常の体育学習の成果が発揮できるよう配慮すること。

3 内容や種目の決定に当たっては、教育的価値、児童生徒の発達の段階、教科学習との関連及び運動の特性等に十分配慮するとともに、全ての児童生徒にその意義を理解させ、楽しく積極的に参加できるようにすること。

特に、危険を伴うような内容・種目については、事前に段階的な指導を行うなど安全面に十分配慮し、事故防止に万全を期すること。

組体操の実施に当たっては、ねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒の状況を正確に把握し、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。なお、危険度の高い技については慎重に選択したり、確実に安全な状態で実施できないと判断される技の実施は見合わせたりすること。

また、徒競走等の組み分けに当たっては、児童生徒数や発達の段階などを考慮して、児童生徒が切磋琢磨し、積極的に参加できるよう、その方法について十分に検討をすること。

4 児童生徒の健康管理の徹底を図るため、日常の健康状態を十分に観察し、必要に応じて臨時の健康診断、健康相談等を行い、個々の児童生徒の健康状態を的確に把握しておくこと。

特に、注意を要する児童生徒については、学校医の指導のもと適切に対応するとともに、体力や運動能力に応じた運動等が実践できる活動の場を設けるなどの配慮をすること。

なお、体育の授業等では、必要に応じ帽子を着用させたり、テントや木陰を利用したりするなど、長時間にわたり紫外線を直接受けることのないよう配慮すること。

また、こまめな水分補給を行うなど熱中症予防についての指導を徹底し、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急処置を行うこと。

5 緊急時に備え、AEDの使用方法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。また、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について保健学習や保健指導を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー（AEDデモ器）等の器具を用いた学習に努めること。

6 落雷の発生しやすい気象条件下において指導する場合には、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように配慮すること。

7 計画・準備・実施及び反省の各過程において、児童生徒の能力を十分考慮し、過重な責任や負担をかけることのないよう配慮すること。

なお、放課後等における自主的な活動についても、学校生活の節度と規律が乱れることのないよう事前に指導すること。

8 練習や大会の開始前には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図ること。

特に、施設・用具については、あらかじめ安全点検を行い、不備な箇所は早急に整備し、終了後においても、これらの適切な整理・保管を行うなど、安全管理に万全を期すること。

9 行事期間中及び終了後は、特に解放的になり、児童生徒の生活が乱れやすくなるので、規則正しい生活行動がとれるよう指導の充実を図ること。

10 児童生徒の指導に当たっては、全職員の共通理解に基づき一貫した指導が行われるよう努めるとともに、児童生徒間の暴力行為や教師による体罰等の不祥事が発生することのないよう特に配慮すること。

(参考)

「組体操等による事故の防止について」

(平成28年3月29日付け)

0550-2133 教育長通知

「児童生徒の体育活動における事故防止について」

(平成31年4月1日付け)

0550-1021 教育長通知

「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」

(平成31年4月26日付け)

0550-1153 スポーツ振興課長(依頼)

「熱中症事故の防止について」

(平成29年7月14日付け事務連絡)

学校政策課生徒指導・安全担当(主幹)

「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」

(平成29年1月17日付け)

0550-2016 スポーツ振興課長通知

「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」

(平成29年12月28日付け)

0550-1895 スポーツ振興課長(依頼)

熱中症予防については、独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ<アドレス

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>>に掲載されている熱中症予防のための啓発資料「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」を参考にすること。

各市町村教育委員会教育長 殿  
各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

### 水泳等の事故防止について(通知)

幼児・児童・生徒の水泳等の事故防止につきまして、かねてから御指導をいただいているところですが、下記事項について再度御留意いただきますとともに、本文書の写しを貴管下の各園長・学校長に配付し、周知徹底を図っていただきますようお願いいたします。

#### 記

#### 1 水泳指導について

(1) 水泳指導に当たっては、事前に、幼児・児童・生徒の健康状態を的確に把握すること。なお、授業中は、常に生徒を観察し、異常が見受けられる場合には直ちに水泳を中止し、医師の診断を受けさせるなどの措置をとること。

また、水泳前後の手洗い、うがい、シャワーの使用、洗眼などに留意し、プール熱（咽頭結膜熱）などの感染症対策にも十分配慮すること。

(2) 学習指導要領等を十分理解し、幼児・児童・生徒の発達の段階や水泳能力等に応じた指導方法を工夫すること。特に、スタートの指導について、小・中学校及び高等学校入学年次では、水中からのスタートのみを指導し、授業での飛び込みによるスタート指導は行わないこと。高等学校入学年次の次の年次以降においては、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること。

さらに、各学校の実態に応じて、着衣のまま水に落ちた場合の対処の仕方を取り扱うなど、安全対策への積極的な指導を行うこと。

また、中学校においては、「保健分野」の応急手当と関連を図り指導すること。高等学校においては、科目「保健」の応急手当と関連を図り指導すること。

(3) 幼児・児童・生徒相互の安全に対する意識を高めるため、バディシステムを必ず採用するとともに、集合、整列、人員点呼、非常の際の合図等を確実にできるように指導すること。また、監視可能な見学生には、笛を持たせること。

(4) プール内には、必ず救命ブイなどの救命用具を備えておくこと。

(5) 溺水者、けが人、病人が出るなどの非常の場合に備えて、AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。また、医師や保護者等への連絡、輸送など職員の役割分担を確認しておくこと。

AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。

また、中学校・高等学校（中学部・高等部）においては、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について保健教育指導を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー（AEDデモ器）等の器具を用いた学習に努めること。

万一事故が発生した場合には、組織的な連携のもと迅速かつ的確に対応すること。

(6) 集団で水泳を行う場合には、引率者や指導者の責任分担を明確にして、指導・監督が周知されるようにすること。また、班の編成に当たっては、引率者の指導・監督が全員に行き届く程度の人数に編成すること。

(7) 落雷の発生しやすい気象条件下において指導する場合には、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように配慮すること。

(8) 見学生のために、ロンブルテント等により直射日光を避けるなどの配慮をすること。

#### 2 プールの管理について

(1) プールの衛生管理に十分気を付けること。また、プール日誌を備え付け、使用時間、気温、水温、残留塩素濃度、水素イオン濃度（PH）、授業における幼児・児童・生徒の活動状況などを記録すること。

(2) プール排（環）水口に吸い込まれる事故を防止するため、「プールの安全標準指針」に基づき、排（環）水口の安全確認を厳重にすること。

(3) プールの使用に当たっては、幼児・児童・生徒に使用規則及び注意事項を周知し、厳守させること。特に、放課後等については、指導管理体制を確立し、万全を期して使用させること。

(4) 放課後や土・日曜日、祝日等の管理は、幼児・児童・生徒のプールへの出入りが自由にできないよう金網や施錠の点検を厳重にすること。

- (5) 次の資料を参照の上、プールの管理に万全を期すること。

### 3 学校外での遊泳について

- (1) 幼児・児童・生徒の発達の段階に応じて、水泳に関する事故の危険を予見し、自ら回避できるように指導すること。

特に、遊泳禁止区域及び危険箇所での死亡事故が多く発生していることから、遊泳禁止区域等では絶対に泳がないように指導すること。なお、許可地区であっても、水流（潮流）、水深、周りの状況等を十分掌握して泳ぐように指導すること。

また、落雷の発生しやすい気象条件下において、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように指導すること。

- (2) 幼児・児童・生徒が個人やグループで水泳や水遊びに出かけるときには、保護者や水泳の熟練者と同行するよう指導すること。また、事前に行き先、帰宅の予定時刻、同行者等を家族に知らせることを習慣付けるように指導すること。

- (3) このような指導内容等について、PTA活動等を通じて家庭や地域に広く知らせることにより、水難事故防止に対する協力が得られるよう努めること。

- (4) 市町村が河川・海等の場所を定めて水泳場とする場合は、次のことに留意すること。

- ① 水泳場の選定に当たっては、保健所その他の関係諸機関の協力を得て、農薬、油、工場廃液、その他浮遊物等による水の汚染状況、水底の状況、水流（潮流）などを必ず事前に調査して適切な場所を選定すること。
- ② 水泳場は標識等で表示し、十分な監視体制をとること。
- ③ 事故発生時の救急体制についての具体的な行動マニュアルを作成し、水泳場監視員に徹底させること。
- ④ 水泳場には、ロープ付きの浮き輪、竹竿、担架（代用も可）、保温用の毛布類等を準備しておくこと。
- ⑤ 医療機関、教育機関、地域の防災機関等相互の連携を常に密にしておくこと。
- ⑥ 天候状況に注意して増水等を把握するなど、自然気象や環境の変化に十分留意すること。

#### \*関係通知

- 「児童生徒の体育活動における事故防止について」  
平成31年4月1日付け 0550-1021  
県教育長通知
- 「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」  
平成31年4月26日付け 0550-1153  
スポーツ振興課長通知

#### \*関係資料

- 「学校における水泳プールの保健衛生管理」  
平成28年度改訂（公財）日本学校保健会
- 「学校環境衛生管理マニュアル」（平成30年度改訂版）第2章第4水泳プールに係る学校環境衛生基準  
平成31年3月 文部科学省
- 「プールの安全標準指針」  
平成19年3月 文部科学省・国土交通省
- 「学校における水泳事故防止必携（新訂二版）」  
平成18年6月  
独立行政法人日本スポーツ振興センター
- 「学校体育実技指導資料第4集水泳指導の手引き（三訂版）」  
平成26年3月 文部科学省
- 「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」  
平成26年3月 文部科学省

各市町村教育委員会教育長 殿

各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

## 学校における運動会・体育大会等の実施について(通知)

各学校における運動会・体育大会等については、学習指導要領「総則」第1の3の趣旨が十分に生かされるよう実施いただいているところですが、依然として事故が発生しておりますので、さらに下記事項に留意の上、指導の徹底を図られるよう御配慮をよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 運動会・体育大会等は、学校行事の一環として実施するものであることから、その教育的な意義を踏まえ、児童生徒の健康安全に特に留意した上で、学校の創意工夫を生かした教育活動となるよう配慮すること。
- 2 計画・立案に当たっては、学習指導要領「総則」第1の3及び特別活動の趣旨を踏まえ、年間の教育計画との関連性を十分考慮するとともに、日常の体育学習の成果が発揮できるよう配慮すること。
- 3 内容や種目の決定に当たっては、教育的価値、児童生徒の発達の段階、教科学習との関連及び運動の特性等に十分配慮するとともに、全ての児童生徒にその意義を理解させ、楽しく積極的に参加できるようにすること。  
特に、危険を伴うような内容・種目については、事前に段階的な指導を行うなど安全面に十分配慮し、事故防止に万全を期すること。  
組体操の実施に当たっては、ねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図るとともに、児童生徒の状況を正確に把握し、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。なお、危険度の高い技については慎重に選択したり、確実に安全な状態で実施できないと判断される技の実施は見合わせたりすること。  
また、徒競走等の組み分けに当たっては、児童生徒数や発達の段階などを考慮して、児童生徒が切磋琢磨し、積極的に参加できるよう、その方法について十分に検討をすること。
- 4 児童生徒の健康管理の徹底を図るため、日常の健康状態を十分に観察し、必要に応じて臨時の健康診断、健康相談等を行い、個々の児童生徒の健康状態を的確に把握しておくこと。  
特に、注意を要する児童生徒については、学校医の指導のもと適切に対応するとともに、体力や運動能力に応じた運動等が実践できる活動の場を設けるなどの配慮をすること。なお、体育の授業等では、必要に応じ帽子を着用させたり、テントや木陰を利用したりするなど、長時間にわたり紫外線を直接受けることのないよう配慮すること。  
また、こまめな水分補給を行うなど熱中症予防についての指導を徹底し、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急処置を行うこと。
- 5 緊急時に備え、AEDの使用方法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。また、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について保健学習や保健指導を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー（AEDデモ器）等の器具を用いた学習に努めること。
- 6 落雷の発生しやすい気象条件下において指導する場合には、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように配慮すること。
- 7 計画・準備・実施及び反省の各過程において、児童生徒の能力を十分考慮し、過重な責任や負担をかけることのないよう配慮すること。  
なお、放課後等における自主的な活動についても、学校生活の節度と規律が乱れることのないよう事前に指導すること。
- 8 練習や大会の開始前には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図ること。  
特に、施設・用具については、あらかじめ安全点検を行い、不備な箇所は早急に整備し、終了後においても、これらの適切な整理・保管を行うなど、安全管理に万全を期すること。
- 9 行事期間中及び終了後は、特に解放的になり、児童生徒の生活が乱れやすくなるので、規則正しい生活行動がとれるよう指導の充実を図ること。

10 児童生徒の指導に当たっては、全職員の共通理解に基づき一貫した指導が行われるよう努めるとともに、児童生徒間の暴力行為や教師による体罰等の不祥事が発生することのないよう特に配慮すること。

0550-1779  
令和元年10月21日

各市町村教育委員会教育長 殿  
各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

(参考)

「組体操等による事故の防止について」

(平成28年3月29日付け

0550-2133 教育長)

「ハンドボール等のゴールの転倒による事故防止等について」

(平成29年1月17日付け

0550-2016 スポーツ振興課長通知)

「運動部活動中でのハンマー投げによる死亡事故について」

(平成29年12月28日付け

0550-1895 スポーツ振興課長依頼)

「児童生徒の体育活動における事故防止について」

(平成31年4月1日付け

0550-1021 教育長)

※熱中症予防については、下記を参考にすること

・「熱中症予防運動指針」

(公益財団法人日本スポーツ協会)

・「熱中症を予防しよう

一知って防ごう熱中症一」

(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

### 児童生徒の長距離走、持久走実施時における事故防止について(通知)

児童生徒の長距離走、持久走実施時における事故防止については、かねてから御指導をいただいているところですが、事故の発生を未然に防止するために、下記事項に十分留意の上、指導の徹底が図られるよう配慮ください。

記

- 1 健康診断、日常の健康観察並びに学校生活管理指導表等の資料を活用することにより、要観察・要注意・管理を要する等の児童生徒を的確に把握するとともに、健康相談を行うなど、学校医等の助言を十分参考にすること。
- 2 運動の負荷(強さ・速さ・走行距離・持続時間等)と児童生徒の体力・発達の段階の両面を考慮した適切な指導を行うこと。
- 3 実施前後に準備運動及び整理運動を行うことはもとより、脈拍を測定するなど、児童生徒自身に心肺機能の状態を把握させるとともに、指導者も児童生徒の実態を記録にとどめるなど、一人一人の心身の状況を把握しておくこと。
- 4 指導者は、児童生徒の身体の異常等について、症状の軽重にかかわらず、長距離走、持久走の事前に必ず確認し、適切な指導を行うこと。
- 5 学校における事故発生の際の連絡及び救急体制を確立し、常時全職員の指導体制を明確に認識させておくこと。
- 6 緊急時に備え、AEDの使用法も含む心肺蘇生法等の職員研修を実施するとともに、危機管理体制を整備し、全職員に徹底させておくこと。なお、AEDについては、電極パッドやバッテリーの交換時期について点検を実施すること。  
また、生徒に対しても、心肺蘇生法等の応急手当について、保健教育を通して理解を深めさせること。その際、実際にAEDやAEDトレーナー(AEDデモ器)等の器具を用いた学習に努めること。

7 業前・業間・放課後などにおける自主的な練習についても、自己の能力に応じた無理のない練習計画を立てるなど、児童生徒に自らの健康・安全に目を向けさせる指導を行うこと。

8 感染症の流行時に行事が計画されている場合は、期日変更等の適切な対策を講じること。

9 道路を使用する場合は、所轄警察署等関係機関と事前に十分な打合せを行い、安全管理に必要な指導者を確保するなど、交通事故の防止についても十分に留意すること。

10 これらに関することについては、下記の教育長通知や参考資料を参照のこと。

◎平成31年4月1日付け 0550-1021  
「児童生徒の体育活動における事故防止について」(県教育長)

◎令和元年5月23日付け 0550-1259  
令和元年8月30日付け 0550-1612  
「学校における運動会・体育大会等の実施について」(県教育長)

◎令和元年7月10日付け 0550-1445  
「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」(スポーツ振興課長)

◎「『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」  
文部科学省 平成22年3月

◎「体育活動中の事故防止に関する調査研究協力者会議」の報告書  
文部科学省 平成24年7月

◎「学校における体育活動中の事故防止のための映像資料」  
文部科学省 平成26年3月

【一部抜粋】 0760-1089  
令和元年6月6日

各市町村教育委員会教育長 殿  
各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

## 令和元年度夏季休業に向けての学校管理及び教職員の サービス並びに児童生徒の指導について

### 4 体育・健康・安全指導について

#### (1) 体育活動について

- 適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠の健康三原則の習慣化を図るとともに、特に、運動の実践については、体力の向上に視点を置いた計画的・継続的な取組について指導を行うこと。
- 部活動については、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。
- 部活動の指導に当たっては、意義と留意点を確認するとともに、悩みなどを話し合う場の設定や、生徒が顧問以外の職員にも相談しやすい環境づくりに努めること。
- 全職員の共通理解のもと、学校全体の組織的な連携がとれているか点検するとともに、保護者等を含めて部活動の在り方について確認する機会を設けること。
- 運動部活動については、各学校が作成した「部活動の方針」に基づいた休養日を設定するとともに、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。
- 涼しい時間帯での活動やこまめな水分補給など熱中症の予防に努めるとともに、紫外線を無防備のまま長時間直接受けることは避けるようにしたり、落雷の発生しやすい気象条件下において、その場に応じた的確な状況判断のもとに、安全な場所へ避難するなどの適切な対応ができるように指導すること。  
併せて、安全な活動を確保するためのルールやきまり等が確実に守られるよう指導を徹底すること。
- 体育施設・設備、用具などの安全確認や予測される危険性の事前確認を行うこと。  
活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図るよう、全職員に周知すること。
- 部活動(大会、引率、合宿、練習試合等)の引率者について、適切な体制となるよう十分配慮するとともに、適正な部活動指導が行われる

よう部活動顧問への指導を徹底すること。

## (2) 健康・安全指導について

- 健康管理に十分留意するとともに、健康診断の結果、治療等を要する児童生徒については、特にこの期間を利用して治療を行うよう指導すること。
- 感染症に係る対応について、手洗い、うがいなど予防対策の徹底を指導すること。
- 花火遊びは、やけどや火災等の事故の原因になりやすいので、危険防止について適切な指導を行うこと。
- 児童生徒に危険予測能力、危険回避能力の育成を図る安全教育の充実に努めること。
- 例年、海浜や河川、用水路等において、重大な水難事故が発生していることから、水難事故等の防止について具体例を提示しながら、指導の充実・徹底を図ること。
- 校区内の危険箇所の具体的な実態把握と徹底した安全点検を行うとともに、関係機関等と連携した児童生徒の安全確保に努めること。
- 校内に設置している遊具や運動施設等の安全管理に当たっては、全職員による管理組織を確立し、計画的に定期及び日常の安全点検を行い、補修や改善等を施すなど安全確保に万全を期すこと。

【一部抜粋】

0760-1243

令和元年11月20日

各市町村教育委員会教育長 殿

各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

## 令和元年度冬季休業に向けての学校管理及び教職員の服務並びに児童生徒の指導について

### 4 体育・健康・安全指導について

- (1) 適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠の健康三原則の習慣化を図るとともに、特に、運動の実践については、体力の向上に視点を置いた計画的・継続的な取組について指導を行うこと。
- (2) 部活動については、学校の教育活動として十分な指導計画・指導組織のもとで効率的かつ適正な指導を行うこと。
  - 指導に当たっては、部活動の意義と留意点を確認するとともに、悩みなどを話し合う場の設定や、生徒が顧問以外の職員にも相談しやすい環境づくりに努めること。
  - 全職員の共通理解のもと、学校全体の組織的な連携がとれているか点検するとともに、保護者等を含めて部活動の在り方について確認する機会を設けること。
  - 部活動（大会、引率、合宿、練習試合等）の引率者について、適切な体制となるよう十分配慮するとともに、適正な部活動指導が行われるよう部活動顧問等への指導を徹底すること。
  - 万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡システムの確立などの救急体制を整備すること。
  - 体育施設・設備、用具などの安全確認や予測される危険性の事前確認を行うこと。運動部活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応を図るよう、全職員に周知すること。
  - 週2回以上及び第3日曜日の「家庭の日」は休養日を設定すること等を通じて、運動部活動の適切な運営を図ること。（平日1日以上休養日は、学校全体のリフレッシュデイを充てるなどし、週末（土・日曜日）の休養日は、1日以上設定すること）
- (3) インフルエンザ・麻しん等の感染症の予防・対応については、手洗い・うがいの励行、症状が出た場合のマスクの着用、外出の自粛、咳エチケット、早期受診、早期治療等の指導を徹底するとともに予防接種についてもふれること。

【一部抜粋】 0760-1310  
令和2年2月20日

各市町村教育委員会教育長 殿  
各県立学校長 殿

宮崎県教育委員会教育長

**令和元年度学年末及び春季休業期間中に向けて  
の学校管理と教職員の服務並びに児童生徒  
の指導について**

**4 体育・健康・安全指導について**

(1) 児童生徒の発達の段階を考慮して健康的な生活習慣の大切さを理解させ、食事・睡眠・運動などのバランスのとれた生活を送ることができるよう家庭や地域、関係機関との連携を密に図ること。

(2) 部活動（スポーツ少年団等の活動も含む）の指導については、教職員の異動時期でもあるので、活動計画に基づき、監督者などがつくようにするなど、学校全体で児童生徒の安全に配慮すること。特に、予測される危険性についての事前確認や用具・練習場などの安全確認を行うこと。併せて、安全な活動を確保するためのルールやきまりなどが確実に励行されるよう指導を徹底すること。

また、各部活動の目標達成を目指すとともに、互いに協力し合って好ましい人間関係を育てるよう適切な指導を行うこと。

- 部活動（大会、引率、合宿、練習試合等）の引率者について、適切な体制となるよう十分配慮するとともに、適正な部活動指導が行われるよう部活動顧問等への指導を徹底すること。
- 万一に備えた救急処置の明確化、関係者への連絡システムの確立などの救急体制を整備すること。
- 週2回及び第3日曜日の「家庭の日」は休養日を設定すること等を通じて、運動部活動の適切な運営を図ること。（平日1日の休養日は、学校全体のリフレッシュデイを充てるなどし、週末（土・日曜日）の休養日は、1日以上設定すること）
- 体育施設設備の安全管理に当たっては、全職員による管理組織を確立し、計画的に定期及び日常の安全点検を行い、補修や改善等を施すなど安全確保に万全を期すること。

また、運動部活動の開始時には、必ず周囲の危険箇所の安全確認を徹底し、適切な対応

を図るよう、全職員に周知すること。

- (3) インフルエンザ・麻しん等の感染症の予防・対応については、手洗い・うがいの励行、症状が出た場合のマスクの着用、外出の自粛、咳エチケット、早期受診、早期治療などの指導を徹底するとともに予防接種についても触れること。



事務連絡  
平成31年4月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
各国公私立高等専門学校担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

御中

スポーツ庁政策課学校体育室

### 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成27年6月8日付け事務連絡）等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところでありますが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生している状況にあります。

もとより、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、体罰だけでなく、あらゆる暴力行為はいかなる場合でも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

ついては、事故の再発防止のため、各教育委員会等において学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、上記の「学校における体育活動中の事故防止等について」に添付されている参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応をお願いします。

また、春から夏にかけて実施される運動会、体育祭等における事故防止のため、児童・生徒の安全確保に向けた取組の徹底をお願いします。その際、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡等を踏まえ、独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月）も参考にしながら、確実に安全な状態で実施できることを確認するとともに、できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようお取り計らい願います。

#### 【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室指導係  
電話 03-5253-4111（内線2674）

## 【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】

- 「スポーツ事故防止ハンドブック」（平成26年度文部科学省委託事業）



平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
※全学校に配布（平成27年～28年）

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen\\_school/handbook.pdf](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/Portals/0/anzen/anzen_school/handbook.pdf)

## 【組体操を含む体育的行事の参考資料】

- 「体育的行事における事故防止事例集」（平成28年度スポーツ庁委託事業）



平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
※全小学校・中学校に配布（平成29年）

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/abid/1809/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/abid/1809/Default.aspx)

## 【重大事故の情報提供】

- 「学校安全ナビ 平成30年特別号」



平成30年9月 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
※全学校に配布（平成30年）

<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

## 【運動部活動指導の参考資料】

- 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30年3月 スポーツ庁  
※全中学校、全高等学校に配布（平成30年）

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/toushin/\\_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624\\_1.pdf](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/_icsFiles/afieldfile/2018/03/19/1402624_1.pdf)

## 平成30年度に発生した学校体育活動中の死亡事故（6件）

発生月	校 種	活動内容	事故の状況
5	高等学校	体育授業 (球技)	開始30分後、当該生徒が座って休憩を取っていたが、突然仰向けに倒れた。目を開いて呼吸をしていたが、意識がなく、名前を呼んでも応じない状況であった。 AEDを使用するとともに、胸骨圧迫及び人工呼吸を継続して行った。その後病院に救急搬送されたが、3日後、死亡が確認された。
7	高等学校	部活動 (サイクリング)	長距離走行の練習のため公道を走行していたが、当該生徒がカーブで強くブレーキをかけたことにより転倒し、対向車線を走行していた大型バスに衝突した。 直ちに警察・救急に通報したが、到着した救急隊員により死亡が確認された。
8	高等学校	部活動 (ラグビー)	合宿中、練習でタックルを受ける役目をしていたが、その最中に突然意識を失い、倒れた。呼吸はしていたが、意識がなく、声をかけても反応がない状況であった。 直ちに救急に通報し搬送されたが、意識は戻らず、18日後、死亡が確認された。
10	小学校	体育授業 (走・跳の運動)	折り返し障害リレーを実施中、当該児童が次の走者にタッチした後、待機場所まで歩き、静かに倒れた。 担架で保健室に搬送後、AEDを使用するとともに、胸骨圧迫及び人工呼吸を行った。その後、病院に救急搬送されたが、2時間後、死亡が確認された。
11	小学校	体育授業 (体づくり運動)	準備運動後、かけ足で校庭を周回している途中で当該児童が倒れた。意識がなく焦点が合わない状況であった。 AEDを使用するとともに、胸骨圧迫及び人工呼吸を継続して行った。その後病院に救急搬送されたが、翌日、死亡が確認された。
11	高等学校	部活動 (野球)	頸部へのデッドボールで倒れた。 AEDを使用するとともに、気道確保及び胸骨圧迫を行った。その後、病院に救急搬送されたが、翌日、死亡が確認された。

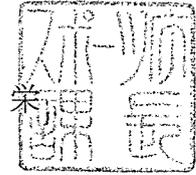
(注)「学校事故対応に関する指針」に基づき報告されたもの。



元ス健ス第1号  
令和元年5月13日

各都道府県スポーツ主管課長  
各指定都市スポーツ主管課長 殿

スポーツ庁健康スポーツ課長  
安達



(印影印刷)

### 熱中症事故の防止について（依頼）

標記については、例年、御協力をいただいているところでありますが、スポーツ活動中をはじめとして、依然として熱中症による被害が多く発生しております（別紙）。

熱中症は、スポーツ等の活動前に適切な水分補給を行うとともに、必要に応じて水分や塩分の補給ができる環境を整え、活動中や終了後にも適宜補給を行うこと等の適切な措置を講ずれば十分防ぐことが可能です。また、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分の補給、体温の冷却、病院への搬送等適切な処置を行うことが必要です。

政府においては、国民一人一人に対して熱中症の予防法や応急処置等について、より一層の周知を図るため、熱中症による救急搬送人員数が急増する7月を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症予防の取組を推進しています。

熱中症の発生は、梅雨の合間に突然気温が上昇した日や梅雨明けの蒸し暑い日等、体が暑さに慣れていない時期に起こりやすいことを踏まえ、各位におかれては、以下を参照し、熱中症事故防止のための適切な措置を講ずるようお願いします。

1. 「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（平成30年7月改訂公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考として、関係者に対して熱中症事故防止に必要な事項の理解を徹底されるとともに、「熱中症予防強化月間」についても、関連する部局・課とも連携し、その趣旨を踏まえて熱中症予防に取り組むようお願いします。
2. 環境省のホームページ（熱中症予防情報サイト）では、熱中症の目安となる暑さ指数（WBGT：湿球黒球温度）、熱中症への対処方法に関する知見等を提供していますので、適宜、御活用ください。
3. イベント主催者は施設管理者、警察、消防（救急搬送）、地方公共団体、関係団体と連携しながら運営する必要があることを留意されるとともに、関連する部局・課に対して周知されるようお取り計らい願います。なお、イベント等の運営に当たっては、強化月間以外においても、この趣旨を踏まえて適切に対応するようお願いします。

4. 学校の水泳プールの開放にあたっては、「学校屋外プールにおける熱中症対策」（平成31年3月独立行政法人日本スポーツ振興センター）等を参考に、子供から大人まで誰もが水泳活動を安全安心に親しめる環境づくりという観点に立ち、地域の実情等に応じて、適切に対応するようお願いいたします。

**【本件担当】**

スポーツ庁健康スポーツ課  
スポーツ安全係  
電話：03-5253-4111(内線3939)  
FAX：03-6734-3792

## 【参考資料】

- 1 環境省  
「熱中症環境保健マニュアル」(平成30年3月改訂)  
[http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_manual.php](http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php)  
「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン2018」(平成30年3月発行)  
[http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness\\_gline.php](http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_gline.php)  
「熱中症予防情報サイト」  
(PC) <http://www.wbgt.env.go.jp/>  
(スマートフォン) <http://www.wbgt.env.go.jp/sp/>  
(携帯電話) <http://www.wbgt.env.go.jp/kt/>
- 2 気象庁  
「気象庁熱中症ポータルサイト」  
<http://www.jma.go.jp/jma/kishou/kuon/kurashi/netsu.html>
- 3 公益財団法人日本スポーツ協会  
「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」(平成30年7月改訂)  
<http://www.japan-sports.or.jp/medicine/tabid/523/Default.aspx>
- 4 独立行政法人日本スポーツ振興センター  
「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成30年3月発行)  
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/default.aspx?tabid=114>  
「スポーツ事故防止ハンドブック」(平成27年3月)  
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>  
「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成31年3月発行)  
[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)
- 5 中央競技団体  
「安全対策ガイドライン」(公益財団法人日本陸上競技連盟)  
<http://www.jaaf.or.jp/rikuren/pdf/safety.pdf>  
「オープンウォータースイミング(OWS)競技に関する安全対策ガイドライン」(公益財団法人日本水泳連盟)  
[http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g\\_03.pdf](http://www.swim.or.jp/about/download/rule/g_03.pdf)  
「熱中症対策ガイドライン」(公益財団法人日本サッカー協会)  
[http://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke\\_guideline.pdf](http://www.jfa.jp/documents/pdf/other/heatstroke_guideline.pdf)  
「ボート競技と熱中症について」(公益社団法人日本ボート協会)  
<http://www.jara.or.jp/info/2008/medicine20080602.html>  
「バレーボールにおける暑さ対策マニュアル」(公益財団法人日本バレーボール協会)  
[https://www.jva.or.jp/play/protect\\_heat/](https://www.jva.or.jp/play/protect_heat/)  
「柔道の安全指導」(公益財団法人全日本柔道連盟)  
<http://www.judo.or.jp/wp-content/uploads/2015/11/anzenshido2015.pdf>  
「熱中症 ソフトボール活動中の予防について」(公益財団法人日本ソフトボール協会)  
[http://www.softball.or.jp/info\\_jsa/joho/osirase/jsa\\_nettyushou2014.pdf](http://www.softball.or.jp/info_jsa/joho/osirase/jsa_nettyushou2014.pdf)  
「熱中症」(一般財団法人全日本剣道連盟)  
<https://www.kendo.or.jp/knowledge/medicine-science/heatstroke/>  
「安全なプレーのために」(公益財団法人日本ラグビーフットボール協会)  
<https://www.rugby-japan.jp/RugbyFamilyGuide/shidousya.html>  
「安全対策 ～熱中症」(公益財団法人全日本なぎなた連盟)  
<https://www.naginata.jp/naginata/heatstroke.html>  
「運動中の事故を防止するために～競技団体からの提言～」(公益社団法人日本トライアスロン連合)  
<http://www.jtu.or.jp/news/2014/140711-1.html>  
「熱中症再発防止提言」(公益社団法人日本アメリカンフットボール協会)  
<https://americanfootball.jp/safety>  
※中央競技団体については、全てを網羅していません。
- 6 東京都  
東京都が主催する大規模イベントにおける医療・救護計画ガイドライン  
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryo/kyuukyuu/saigaiiryuu.html>
- 7 公益財団法人スポーツ安全協会  
大会主催者向けに安全管理のための啓発資料  
<http://www.sportsanzen.org/content/images/other/guide3.pdf>

熱中症による救急搬送状況(平成30年)  
「都道府県別の年齢区分別、初診時における傷病程度別救急搬送人員数」

別紙

都道府県		平成30年5月1日～9月30日											
		年齢区分(人)						初診時における傷病程度(人)					
		新生児	乳幼児	少年	成人	高齢者	合計	死亡	重症	中等症	軽症	その他	合計
1	北海道	0	14	209	430	711	1,364	3	21	340	944	56	1,364
2	青森県	0	3	49	124	206	382	0	3	126	248	5	382
3	岩手県	0	3	89	263	360	715	2	17	233	463	0	715
4	宮城県	0	16	238	534	635	1,423	2	41	662	718	0	1,423
5	秋田県	0	2	61	191	354	608	1	22	181	395	9	608
6	山形県	0	6	110	210	343	669	3	23	211	428	4	669
7	福島県	0	7	233	567	867	1,674	2	37	439	1,196	0	1,674
8	茨城県	0	15	334	957	1,024	2,330	4	57	922	1,347	0	2,330
9	栃木県	0	7	257	634	650	1,548	4	28	543	973	0	1,548
10	群馬県	0	23	418	719	971	2,131	3	90	979	1,058	1	2,131
11	埼玉県	0	64	767	2,404	2,890	6,125	13	174	1,926	4,012	0	6,125
12	千葉県	0	49	623	1,700	1,834	4,206	2	87	1,557	2,559	1	4,206
13	東京都	0	82	695	3,382	3,684	7,843	0	264	2,757	4,820	2	7,843
14	神奈川県	0	64	673	1,981	1,992	4,710	1	116	1,739	2,854	0	4,710
15	新潟県	0	16	186	632	834	1,668	5	35	480	1,148	0	1,668
16	富山県	0	6	83	226	346	661	4	13	187	457	0	661
17	石川県	1	5	136	299	438	879	1	9	197	667	5	879
18	福井県	0	9	88	217	287	601	0	17	230	354	0	601
19	山梨県	0	5	120	241	351	717	1	13	296	407	0	717
20	長野県	0	16	197	439	782	1,434	4	44	565	803	18	1,434
21	岐阜県	0	17	419	687	1,041	2,164	2	68	1,016	1,073	5	2,164
22	静岡県	0	46	392	894	1,196	2,528	3	49	731	1,745	0	2,528
23	愛知県	0	65	865	2,716	2,983	6,629	14	145	1,507	4,962	1	6,629
24	三重県	0	22	286	705	893	1,906	9	30	284	1,491	92	1,906
25	滋賀県	0	18	178	411	488	1,095	2	11	163	919	0	1,095
26	京都府	0	25	326	939	1,419	2,709	3	30	543	2,133	0	2,709
27	大阪府	0	82	974	2,681	3,401	7,138	12	50	1,567	5,506	3	7,138
28	兵庫県	1	69	648	1,528	2,353	4,599	9	70	1,271	3,249	0	4,599
29	奈良県	0	25	253	460	696	1,434	4	31	460	939	0	1,434
30	和歌山県	0	12	144	292	419	867	1	12	139	715	0	867
31	鳥取県	0	6	96	173	307	582	2	9	284	287	0	582
32	島根県	0	3	97	178	362	640	1	16	252	371	0	640
33	岡山県	0	20	262	829	1,185	2,296	6	52	558	1,653	27	2,296
34	広島県	0	9	290	922	1,440	2,661	10	71	1,102	1,477	1	2,661
35	山口県	0	8	154	345	464	971	1	10	295	665	0	971
36	徳島県	0	5	72	176	324	577	1	23	211	335	7	577
37	香川県	0	5	100	309	484	898	0	41	433	424	0	898
38	愛媛県	0	13	143	431	647	1,234	3	25	299	901	6	1,234
39	高知県	0	2	73	219	373	667	0	30	166	470	1	667
40	福岡県	5	32	532	1,400	1,781	3,750	4	49	1,554	2,130	13	3,750
41	佐賀県	0	10	136	280	360	786	2	12	248	506	18	786
42	長崎県	0	14	150	407	622	1,193	3	21	488	681	0	1,193
43	熊本県	0	10	318	587	912	1,827	5	28	806	988	0	1,827
44	大分県	1	15	130	331	575	1,052	6	18	440	588	0	1,052
45	宮崎県	0	5	183	287	446	921	2	17	287	567	48	921
46	鹿児島県	0	8	200	494	771	1,473	0	20	569	884	0	1,473
47	沖縄県	0	9	205	358	280	852	0	12	192	648	0	852
合計【人】		8	967	13,192	35,189	45,781	95,137	160	2,061	30,435	62,158	323	95,137
割合		0.0%	1.0%	13.9%	37.0%	48.1%	100.0%	0.2%	2.2%	32.0%	65.3%	0.3%	100.0%

※端数処理(四捨五入)のため、割合の合計は100%にならない場合があります。



事務連絡  
令和元年5月15日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く国公立大学法人担当課  
国公立高等専門学校担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた  
地方公共団体の学校設置会社担当課

御 中

スポーツ庁政策課学校体育室

#### 学校における体育・運動部活動における不適切な指導根絶に向けた取組について

学校における体育活動中の事故防止については、「学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について」（平成31年4月15日付け事務連絡）においても、事故防止に万全を期することや、暴力行為の根絶に向けた取組等、児童・生徒の安全確保に向けた取組をお願いしているところです。また、昨年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても、運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶の徹底をお願いしております。しかしながら、昨今においても、運動部活動中における顧問の不適切な指導が生じており、大変遺憾に受け止めております。

運動部活動だけでなく、全ての学校の体育活動において、体罰だけでなく、あらゆる暴力行為は断じて許されるものではありません。学校において、暴力行為が決して行われること無く、児童・生徒が安全安心に体育活動を行えるよう、改めてその徹底に向けた取組を点検・確認し、適切な対応をお願いします。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようお取り計らい願います。

#### 【本件担当】

スポーツ庁政策課学校体育室

<運動部活動に関すること>

運動部活動推進係

電話：03-5253-4111（内線3777）

<学校体育に関すること>

指導係

電話：03-5253-4111（内線2674）

## 【参考】

○運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成30年3月スポーツ庁）（抄）

### 2. 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

#### （1）適切な指導の実施

ア 校長及び運動部顧問は、運動部活動の実施に当たっては、文部科学省が平成25年5月に作成した「運動部活動での指導のガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。都道府県及び学校の設置者は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援及び指導・是正を行う。

○運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）（抄）

### 4. 運動部活動での指導の充実のために必要と考えられる7つの事項

#### ⑤ 肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう

○ 学校教育の一環として行われる運動部活動では、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰が禁止されていることは当然です。また、指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許されません。体罰等は、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすこととなります。校長、指導者その他の学校関係者は、運動部活動での指導で体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり決して許されないものであるとの認識をもち、それらを行わないようにするための取組を行うことが必要です。学校関係者のみならず、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、学校や顧問の教員から積極的に説明し、理解を図ることが望まれます。

#### □体罰等の許されない指導と考えられるものの例

運動部活動での指導において、学校教育法、運動部活動を巡る判例、社会通念等から、指導者による下記の①から⑥のような発言や行為は体罰等として許されないものと考えられます。また、これらの発言や行為について、指導者と生徒との間での信頼関係があれば許されるとの認識は誤りです。指導者は、具体的な許されない発言や行為についての共通認識をもつことが必要です。

① 殴る、蹴る等。

② 社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。

（例）

- ・ 長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
- ・ 熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
- ・ 相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
- ・ 防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。

③ パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。

④ セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。

⑤ 身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。

⑥ 特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

上記には該当しなくとも、社会通念等から、指導に当たって身体接触を行う場合、必要性、適切さに留意することが必要です。なお、運動部活動内の先輩、後輩等の生徒間でも同様の行為が行われないように注意を払うことが必要です。



事務連絡  
令和元年7月5日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国公立大学法人担当課  
各国公私立高等専門学校担当課 御中  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁政策課学校体育室

#### 学校における体育活動中（含む運動部活動）の事故防止等について

標記については、「学校における体育活動中の事故防止等について」（平成27年6月8日付け事務連絡）等を踏まえた、事故防止や事故の際の適切な措置の実施等、日頃より格別の御配慮をいただいているところですが、昨今においても、学校における体育活動中の死亡事故が発生しております。

もとより、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等、全ての学校体育活動においては事故防止に万全を期する必要があります。また、殴る・蹴る等といった行為だけでなく、社会通念や安全確保の観点から認め難い肉体的・精神的な負荷を課すこと、言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的な言動、人格否定的な発言、特定の児童生徒への執拗過度な言動等、体罰やハラスメントはいかなる場合にも決して許されるものではなく、根絶へ向けた取組の徹底が必要です。

各教育委員会等の学校の設置者においては、上記の事務連絡に添付している参考資料等も活用しながら、児童生徒の心身の健康管理、事故防止、体罰・ハラスメントの防止に関する取組を再度確認し、その充実を図るとともに、各学校において適切な取組が行われるよう御対応願います。

特に、今後、運動会、体育祭等が予定される時期である中、組体操等による事故防止に係る平成28年3月25日付け事務連絡及び「体育的行事における事故防止事例集」（平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター）[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx)も参考にしながら、児童生徒の健康を第一にした体育的行事の実施をお願いします。

同事例集においては、「直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべき」であること、「補助者の手の届く高さで実施すべき」であること、「俵積みの平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える」こと、「3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべき」であること等を掲げております。

さらには、「実施にあたってのフローチャート」を作成し、専門的な知見の有る指導者や練習時間等を考慮の上、組体操の実施の適否を検討すること、検討の上、実施する判断に至った場合においても、高い危険な技は避けること等を示しております。これらも参考に各学校において検討し、組体操が安全な状態で実施できないと判断する場合には実施を見合わせるようお願いいたします。

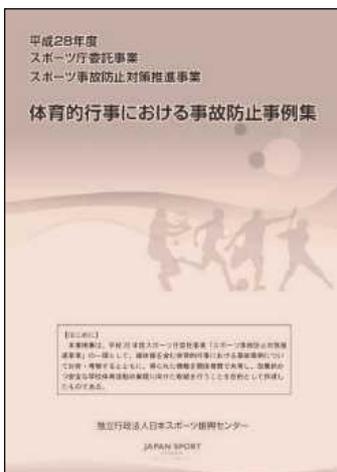
また、近年、気候変動等により暑熱環境が悪化している中、体育活動中における熱中症事故の防止についても、より一層留意した取組が必要になっております。独立行政法人日本スポーツ振興センターが作成した「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」(平成31年3月)、「学校屋外プールにおける熱中症対策」(平成31年3月) [https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1905/Default.asp](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.asp) 等を参考にしながら、適切な取組が行われるようにしてください。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようよろしくお取り計らい願います。

**【本件担当】**

スポーツ庁政策課学校体育室指導係  
電話 03-5253-4111 (内線2674)

## 【組体操を含む体育的行事における事故防止に関する参考資料】



### 「体育的行事における事故防止事例集」

(平成28年度スポーツ庁委託事業)

平成29年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全小学校・中学校等に配布 (平成29年)

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1809/Default.aspx)

## 【熱中症の事故防止に関する参考資料】



パンフレット

### 「熱中症を予防しよう - 知って防ごう熱中症 -」

(平成30年度スポーツ庁委託事業)

平成31年3月

独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 各教育委員会等に配布 (平成31年)



DVD



### 「学校屋外プールにおける熱中症対策」

(平成30年度スポーツ庁委託事業)

平成31年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全小学校・中学校等に配布 (平成31年)

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx)

## 【スポーツ事故防止（突然死、頭頸部外傷、熱中症等）の参考資料】



### 「スポーツ事故防止ハンドブック」

（平成26年度文部科学省委託事業）

平成27年3月 独立行政法人日本スポーツ振興センター

※ 全学校等に配布（平成27年～28年）

[https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/1746/Default.aspx](https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1746/Default.aspx)

## 【重大事故の情報提供】

### 「学校安全ナビ」

独立行政法人日本スポーツ振興センター

年3回（3月・6月・9月）と9月には特別号も発行

※ 全学校等に配布



<https://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/996/Default.aspx>

## 【運動部活動指導の参考資料】

### 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」

平成30年3月 スポーツ庁 ※ 全中学校・高等学校に配布（平成30年）

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/shingi/013\\_index/toushin/1402678.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/shingi/013_index/toushin/1402678.htm)

### 「競技別運動部活動用指導手引」

スポーツ庁ホームページに掲載 ※ 随時更新予定

[http://www.mext.go.jp/sports/b\\_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm](http://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop04/list/detail/1408193.htm)

## 令和元年度（7月まで）に発生した学校体育活動中の死亡事故

発生月	校 種	活動内容	事故の状況
4	中学校	部活動 (ソフトテニス)	チームメイトとランニングをしていたが、遅れ始め、途中でうずくまった。はじめは呼びかけに応じていたが、けいれんとともに意識が遠のいた。 救急車到着までの間、AEDを装着するとともに胸骨圧迫を継続して行った。その後病院に救急搬送されたが、3時間後、死亡が確認された。

事務連絡  
平成27年 6月 8日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
各国公立高等専門学校担当課 御中  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省スポーツ・青少年局  
参事官(体育・青少年スポーツ担当) 付

### 学校における体育活動中の事故防止等について

標記については、学校における体育活動中の事故防止に係る平成23年8月12日付け事務連絡等を踏まえ、事故防止や事故の際の対応について、適切な措置を講ずるよう周知徹底を図るなど、日頃より格別の御配慮をいただいているところでありますが、依然として、学校における体育活動中の事故が続いて発生している状況にあります。

もとより、体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事(運動会等)、運動部活動等の体育活動にかかわる事故防止に万全を期することが必要であります。

については、事故の再発防止のため、各教育委員会等において柔道をはじめとした学校の体育活動中の事故防止対策等について再度確認し、必要に応じて、別添の事故防止に関する参考資料も活用しながら見直しを行うなどの措置を講ずるとともに、各学校において適切な対応がなされるよう効果的な御指導をお願いします。

なお、都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課においては域内の市区町村教育委員会及び所管の学校に対し、都道府県私立学校主管課においては所轄の私立学校等に対し、国立大学法人附属学校担当課におかれては関係する附属学校に対し、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課においては所轄する学校設置会社が設置する学校に対して、この趣旨の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

#### 【本件担当】

文部科学省スポーツ・青少年局  
参事官(体育・青少年スポーツ担当) 付  
スポーツ安全係  
電話 03-5253-4111 (代表) 内線 3777

## 学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

## 事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成 24 年 7 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)
- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成 26 年 3 月〕  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- 柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成 24 年 3 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/judo/1318541.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm)
- 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成 25 年 5 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm)
- プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/boushi/1306538.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm)
- 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成 22 年 3 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289310.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm)
- 学校施設における事故防止の留意点について〔平成 21 年 3 月〕  
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- 「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（独）日本スポーツ振興センター  
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- 「学校災害事故防止に関する調査研究」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/337/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx)
- 「学校の管理下における事故の統計情報や事例」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school//tabid/1624/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school//tabid/1624/Default.aspx)
- 「教材カード」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/card/tabid/519/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx)

## 事故防止に関する通知

## 【学校体育全般】

- 学校の体育活動中の事故防止について〔平成 23 年 8 月 12 日〕  
 学校における体育活動中の事故防止等について〔平成 20 年 4 月 23 日〕

## 【武道関連】

- 武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成 27 年 5 月 8 日〕  
 新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成 24 年 3 月 9 日〕  
 学校等の柔道における安全指導について〔平成 22 年 7 月 14 日〕

## 【熱中症・落雷関連】

- 熱中症事故等の防止について〔毎年 5 月頃〕  
 落雷事故の防止について〔平成 26 年 8 月 6 日〕  
 熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成 25 年 9 月 1 日〕

## 【水泳プール関連】

- 水泳等の事故防止について〔毎年 5 月頃〕  
 学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成 26 年 7 月 7 日〕  
 水泳プールの安全管理について〔平成 25 年 8 月 9 日〕  
 プール監視業務を外部委託する場合の留意点について〔平成 24 年 7 月 25 日〕

## 【運動部活動関連】

- 運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成 25 年 6 月 3 日〕

## 【脳損傷関連】

- スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について〔平成 25 年 12 月 20 日〕  
 学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成 24 年 9 月 5 日〕

## 【設備・施設関連】

- 学校に設置している遊具の安全確保について〔平成 26 年 8 月 19 日〕  
 サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成 25 年 9 月 4 日〕  
 体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成 25 年 8 月 26 日〕  
 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成 21 年 5 月 29 日〕

## 【その他体育活動関連】

- 連休登山の事故防止について〔毎年 3 月頃〕  
 冬山登山の事故防止について〔毎年 11 月頃〕  
 女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成 26 年 4 月 23 日〕  
 いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について〔平成 24 年 9 月 5 日〕



事務連絡  
平成28年3月25日

各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課  
各都道府県私立学校主管課  
附属学校を置く各国立大学法人担当課  
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所管する構造改革特別区域法第12条第1項  
の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課

スポーツ庁 政策課 学校体育室

#### 組体操等による事故の防止について

学校の設置者は、児童生徒の安全の確保を図るため、その設置する学校において、事故等により児童生徒に生ずる危険を防止することができるよう、必要な措置を講ずるよう努めるものとされています（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第26条）。

児童生徒の体力・運動能力の向上に向けて体育活動を積極的に展開するためには、体育の授業や体育的行事（運動会等）、運動部活動等における事故防止に努めていただく必要があります。

各教育委員会・学校等におかれては、日頃より、体育活動中の事故防止について取り組んでいただいているところではありますが、依然として、多くの事故が発生している状況にあります。

期間が限定された体育的行事においても、毎年度事故が発生しているところであり、実施に当たっては、校長の責任の下で組織的な指導体制を構築すること、児童生徒の体力等の状況を踏まえて段階的・計画的な指導を行うこと、活動内容に応じた安全対策を確実に講じることなどの措置を講じていただきますようお願いいたします。

特に運動会等で実施される組体操については、年間8,000件を上回る負傷者が発生し、社会的な関心を集めているところであり、下記の事項を踏まえた措置を講じていただきますようお願いいたします。その際、別添1の参考資料も御活用下さい。

併せて、その他の体育活動についても、別添2の事故防止に関する参考資料も活用しながら、活動内容に応じた事故防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

なお、スポーツ庁では、来年度、組体操を含む体育的行事における事故事例について分析した事例集を作成し、各教育委員会等に情報提供することとしております。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあつては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県にあつては所轄の私立学校に対して、国立大学法人にあつては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあつては認可した学校に対して、この趣旨の周知を図るとともに、指導・助言をお願いいたします。

## 記

1. 各学校においては、組体操を実施するねらいを明確にし、全教職員で共通理解を図ること。
2. 各学校においては、練習中の児童生徒の習熟の状況を正確に把握し、その状況に応じて、活動内容や指導計画を適時適切に見直すこと。万が一、練習中に児童生徒が負傷する事故が発生した場合には、速やかにその原因を究明し、活動内容を見直したり更なる安全対策を講じたりするなどの措置を行うこと。
3. 各学校においては、タワーやピラミッド等の児童生徒が高い位置に上る技、跳んできた児童生徒を受け止める技、一人に多大な負荷のかかる技など、大きな事故につながる可能性がある組体操の技については、確実に安全な状態で実施できるかどうかをしっかりと確認し、できないと判断される場合には実施を見合わせること。
4. 各小学校においては、組体操に関しては小学校での事故の件数が相対的に多いことや、小学校高学年は成長の途中で体格の格差が大きいことに鑑み、在籍する児童の状況を踏まえつつ、事故につながる可能性がある危険度の高い技については特に慎重に選択すること。
5. 各教育委員会等においては、段数の低いタワーやピラミッド等でも死亡や障害の残る事故が発生していることなど、具体的な事故の事例、事故になりやすい技などの情報を、現場で指導する教員に周知徹底すること。

### 【本件担当】

スポーツ庁 政策課 学校体育室 次世代育成係  
電話 03-5253-4111 (代表) 内線3777

## 組体操による事故の状況

(独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付のデータより)

### 1. 組体操による事故

○医療費等の支給件数：平成 23～26 年度の間、年間 8,000 件を上回る  
(運動中の事故に占める割合：1.5% (平成 26 年度))

○事故事例が確認できた支給実績 (昭和 44 年度以降の総支給件数)

- ・ 死亡見舞金：9 件 (組体操時の突然死 2 件を含む。)
- ・ 障害見舞金：92 件

○学校種別では、小学校が占める割合が高い (平成 26 年度)

- ・ 小学校が約 6,300 件で、組体操全体の 73%を占める
- ・ 医療費の支給件数を運動種目別に見ると、小学校では、組体操は 4 番目に多い  
(組体操は、跳箱運動、バスケットボール、サッカー・フットサルに次いで多い)

○組体操により負傷の部位別に見ると、足・足指部、頭部、手関節、腰部、頸部が多い (平成 26 年度)

### 2. 組体操の技別の状況 (※平成 26 年度のデータから、組体操の技別が明らかになったものについて集計)

○医療費の支給件数

タワー (1,241 件)、倒立 (1,167 件)、ピラミッド (1,133 件)、肩車 (640 件)、サボテン (487 件)

○死亡見舞金支給事例 (昭和 44 年度以降)

- ・ 確認できた事例 9 件のうち、  
— 練習時の突然死 (2 件) 以外の 7 件中、3 件がタワー  
— 約 1m の高さからの転落により死亡した事例が 2 件 (タワー、肩車)

○障害見舞金支給事例 (昭和 44 年度以降)

- ・ 確認できた事例 92 件のうち、  
タワー 29 件、ピラミッド 14 件、肩車 11 件、倒立 6 件、サボテン 5 件 等

○負傷部位：

- ・ 「頭部+頸部」の割合  
肩車 (27.8%)、タワー (25.6%)、倒立 (13.2%)、ピラミッド (10.9%)、サボテン (8.6%)  
(学校における運動中の事故の平均：5.5%)

○タワー・ピラミッドで負傷した児童生徒がいた段 (上中下段何れの段でも事故が発生)

- ・ タワー：最下段 16%、中段 46%、最上段 38%
  - ・ ピラミッド：最下段 44%、中段 35%、最上段 21%
- (注)「最下段」及び「最上段」以外の段は「中段」として集計。

## 学校における体育活動中の事故防止に関する参考資料

## 事故防止に関する参考資料

- 学校における体育活動中の事故防止について（報告書）〔平成 24 年 7 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1323968.htm)
- 学校における体育活動中の事故防止のための映像資料〔平成 26 年 3 月〕  
<https://www.youtube.com/playlist?list=PLGpGsGZ3lmbBZpfbIZpdamkuUGAZsFHsX>
- 柔道の授業の安全な実施に向けて〔平成 24 年 3 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/judo/1318541.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/judo/1318541.htm)
- 運動部活動の在り方に関する調査研究報告書（運動部活動での指導のガイドライン）〔平成 25 年 5 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/1335529.htm)
- プールの安全標準指針（平成 19 年 3 月）  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/boushi/1306538.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/boushi/1306538.htm)
- 学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育〔平成 22 年 3 月〕  
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kenko/anzen/1289310.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1289310.htm)
- 学校施設における事故防止の留意点について〔平成 21 年 3 月〕  
<http://www.nier.go.jp/shisetsu/pdf/jikoboushizentai.pdf>
- 「学校でのスポーツ事故を防ぐために」（独）日本スポーツ振興センター  
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>
- 「学校災害事故防止に関する調査研究」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/bousi\\_kenkyu/tabid/337/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx)
- 「学校の管理下における事故の統計情報や事例」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school//tabid/1624/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school//tabid/1624/Default.aspx)
- 「教材カード」（独）日本スポーツ振興センター  
[http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen\\_school/card/tabid/519/Default.aspx](http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx)

## 事故防止に関する通知

## 【学校体育全般】

- 学校の体育活動中の事故防止について〔平成 23 年 8 月 12 日〕  
 学校における体育活動中の事故防止等について〔平成 20 年 4 月 23 日〕  
 学校における体育活動中の事故防止等について〔平成 27 年 6 月 8 日〕

## 【武道関連】

- 武道必修化に伴う武道の安全管理の徹底について〔平成 27 年 5 月 8 日〕  
 新しい学習指導要領の実施に伴う武道の授業の安全かつ円滑な実施について〔平成 24 年 3 月 9 日〕  
 学校等の柔道における安全指導について〔平成 22 年 7 月 14 日〕

## 【熱中症・落雷関連】

- 熱中症事故等の防止について〔毎年 5 月頃〕  
 落雷事故の防止について〔平成 26 年 8 月 6 日〕  
 熱中症事故の再発防止に向けた取組に関する情報提供について〔平成 25 年 9 月 1 日〕

## 【水泳プール関連】

- 水泳等の事故防止について〔毎年 5 月頃〕  
 学校の体育・保健体育の授業における水泳の指導について〔平成 26 年 7 月 7 日〕  
 水泳プールの安全管理について〔平成 25 年 8 月 9 日〕  
 プール監視業務を外委託する場合の留意点について〔平成 24 年 7 月 25 日〕

## 【運動部活動関連】

- 運動部活動での指導のガイドラインについて〔平成 25 年 6 月 3 日〕

## 【脳損傷関連】

- スポーツによる脳損傷を予防するための提言に関する情報提供について〔平成 25 年 12 月 20 日〕  
 学校におけるスポーツ外傷等による脳脊髄液減少症への適切な対応について〔平成 24 年 9 月 5 日〕

## 【設備・施設関連】

- 学校に設置している遊具の安全確保について〔平成 26 年 8 月 19 日〕  
 サッカーゴール等のゴールポストの転倒による事故防止について〔平成 25 年 9 月 4 日〕  
 体育・スポーツ施設における安全確保について〔平成 25 年 8 月 26 日〕  
 自動体外式除細動器（AED）の適切な管理等の実施について〔平成 21 年 5 月 29 日〕

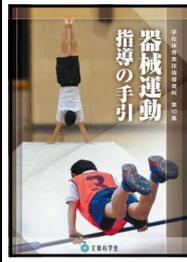
## 【その他体育活動関連】

- 連休登山の事故防止について〔毎年 3 月頃〕  
 冬山登山の事故防止について〔毎年 11 月頃〕  
 女子の児童生徒学生の運動・スポーツ実施の際の健康管理について〔平成 26 年 4 月 23 日〕  
 いじめ、学校安全等に関する総合的な取組方針等について〔平成 24 年 9 月 5 日〕  
 体育活動中における紫外線対策について〔平成 27 年 8 月 28 日〕

# 学校体育実技指導資料等について

文部科学省では、学校における体育活動の円滑かつ安全な実施に資するよう、下記の手引、映像資料等を作成。

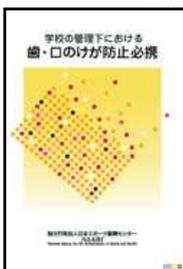
[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/sports/jyujitsu/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/sports/jyujitsu/index.htm)

<p>○柔道指導の手引(三訂版)(平成25年3月)            &lt;全中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            学習指導要領の改訂の趣旨を踏まえ、今後の柔道の安全かつ円滑な実施のため、安全指導の配慮についてはもとより、より柔道の指導が充実できるよう具体的な指導方法等を示すものとして改訂。</p>	<p>○表現運動系及びダンス指導の手引(平成25年3月)            &lt;小学校・中学校・高等学校向け&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            発達の段階に応じたダンスの授業に資するよう、学習指導要領の改訂の具体的な内容や各学年の指導内容を詳しく解説。実践編においては、実際の授業づくりに活用できるよう、指導と評価の工夫として単元計画や一単位時間の授業例を例示。</p>
<p>○水泳指導の手引(三訂版)(平成26年3月)            &lt;全小学校・中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            小・中・高等学校の学習指導要領の体育、保健体育の「水泳系及び水泳」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう全面改訂。</p>	<p>○器械運動指導の手引(平成27年3月)            &lt;全小学校・中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            小・中・高等学校の学習指導要領の体育・保健体育の「器械運動系」のねらいや内容を踏まえた各学校での指導において参考となるよう作成。また、付録として授業例の実践映像資料(DVD)を収録。</p>
<p>○運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月)            &lt;全中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            各学校の運動部活動において適切な指導が展開され、各活動が充実したものとなるよう、指導において望まれる基本的な考え方、留意点等(7事項)を掲載。</p>	<p>○学校における体育活動中の事故防止について(報告書)(平成24年7月) &lt;文科省HPで公開&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            スポーツ振興センターの災害共済給付の実績をもって傾向を把握し、その中でも、死亡事故等の重大事故事例等を主として分析し、体育の授業及び運動部活動を中心として、学校における基本的な安全対策について作成。</p>
<p>○小学校体育(運動領域)デジタル教材(平成26年3月)            &lt;全小学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            平成23年度から全面実施された体育の学習指導要領の内容を児童が意欲的に学べるように低学年・中学年・高学年それぞれの六つの領域の内容について映像で作成。</p>	<p>○柔道指導のための映像参考資料(平成26年3月)            &lt;全中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            中学校・高等学校等の体育の授業における柔道指導の安全かつ効果的な実施のため、平成25年3月に作成した「柔道指導の手引(三訂版)」の掲載内容を映像資料として作成。</p>
<p>○リズム系ダンス指導のための映像参考資料(平成26年3月)            &lt;全小学校・中学校・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            「表現運動系及びダンス指導の手引」に掲載する事柄のうち、全国の状況等を踏まえて、小・中・高等学校でのリズム系ダンスの指導にかかるものを映像資料として作成。</p>	<p>○学校における体育活動中の事故防止のための映像資料(平成26年3月) &lt;全小・中・高等学校に配布&gt;</p>  <p><b>【概要】</b>            「学校における体育活動中の事故防止について(報告書)」の内容を中心に、体育活動中の事故を防止するために留意すべき事項等を映像資料として作成。</p>

【平成24年度以前に作成】

- 多様な動きをつくる運動(遊び)パンフレット (平成21年3月)
- 学校体育実技指導資料第8集「ゲーム及びボール運動」(DVD付き) (平成22年3月)
- 新しい学習指導要領に基づく剣道指導に向けて (平成22年3月)
- 教師用指導資料「小学校体育(運動領域)まるわかりハンドブック」(低・中・高学年用) (平成24年5月)
- 学校体育実技指導資料第7集「体づくり運動(改訂版)」 (平成24年7月)

(独) 日本スポーツ振興センターにおいて作成した  
学校における事故防止に関する参考資料

<p>情報誌「学校安全ナビ」</p>  <p>学校災害防止のための有効な情報・調査・研究成果などを学校関係者を中心にわかりやすく年に4回発信</p>	<p>「学校安全・災害共済給付ガイド」</p>  <p>学校安全部の業務全般を紹介</p>	<p>「学校の管理下の災害」</p>  <p>学校の管理下の死亡・障害事例と事故防止の留意点と負傷・疾病の基本統計</p>
<p>「熱中症を予防しよう」</p>  <p>熱中症対応フローをはじめ熱中症予防の原則等を見直し、「熱中症予防のための啓発資料」をリニューアル</p>	<p>「体育活動における熱中症予防」</p>  <p>熱中症の事故事例を基に予防と応急手当の方法、発生状況や傾向など、予防に必要な事柄と指導のポイントなどを掲載</p>	<p>「学校の管理下における歯・口のけが防止必携」</p>  <p>子どもたちの歯・口をけがから守るための知識を深めていただくために、学校生活の管理と指導に役立つ情報を掲載</p>
<p>「学校における突然死予防必携」</p>  <p>医学的根拠と実際の事例を基に、学校における健康管理及び指導の在り方等を具体的に示した、突然死の予防を図るための必携書</p>	<p>「体育活動における頭頸部外傷の傾向と事故防止の留意点」</p>  <p>「頭頸部外傷に係る災害実地調査」及び「調査結果を踏まえた安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載</p>	<p>「学校における固定遊具による事故防止対策」</p>  <p>「学校等における固定遊具の事故防止対策の実状調査」及び「安全指導・安全管理、事故防止の留意点」などを掲載</p>
<p>「課外活動における事故防止対策」</p>  <p>「体育的部活動における負傷・疾病の実態分析、実状調査」及び「体育的部活動のけが防止プログラム」を掲載</p>	<p>「学校における水泳事故防止必携」</p>  <p>学校における水泳指導や水辺活動に関わる学校関係者のための事故防止書</p>	<p>「学校でのスポーツ事故を防ぐために」(報告書)</p>  <p>全国的な事故事例・事故防止に関する最新の知見等についてのセミナーの内容を掲載</p>
<p>「スポーツ事故防止ハンドブック」</p>  <p>その時どうする？ ・突然死 ・頭頸部外傷 ・熱中症 ・歯の外傷 ・眼の外傷</p>	<p>「スポーツ事故防止Q&amp;A解説集」</p>  <p>・スポーツ事故の状況 ・突然死 ・緊急時の体制づくり ・応急手当 ・心肺蘇生 ・熱中症 など</p>	<p>「その時あなたは」[DVD]</p>  <p>①運命の5分間その時あなたは -突然死を防ぐために- ②体育活動による頭部・頸部の外傷 -発生時の対応-</p>

<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/kankobutuichiran/tabid/467/Default.aspx>  
<http://www.jpnsport.go.jp/anzen/tabid/1746/Default.aspx>

## 「体育的行事における事故事例防止事例集」抜粋

## [トピックス1] 組体操における事故防止の留意点 より

## Ⅱ 事故事例を踏まえた事故防止の留意点

## (2) 運動会・体育祭で実施する組体操は高さを求めない

普段から組体操のトレーニングを積んだ集団であれば話は別だが、運動会・体育祭で行う組体操のように、直前の限られた時間でしか練習できない学校現場の場合、高さを求める組立技は避けるべきである。安全を重視した組立体操は補助者の手の届く高さで実施するべきであり（図2、3）、特に小学校において3段以上のタワーを実施することは避けた方がよい。では高さを求めず横に広げる方法にシフトチェンジしてみてもはどうだろうか。図4、5のように意外と迫力のある組立技となり、また人数が多くなればなるほど全体でタイミングを合わせることも難しく、完成させることが難しくなる。高さを追求しなくても、十分に達成感を感じることができるはずである。

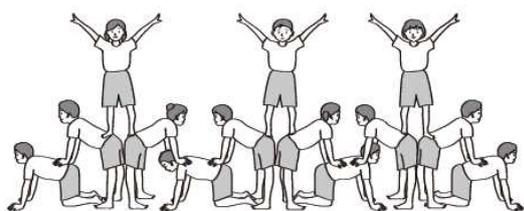


図4 横に広げる組立技の例①

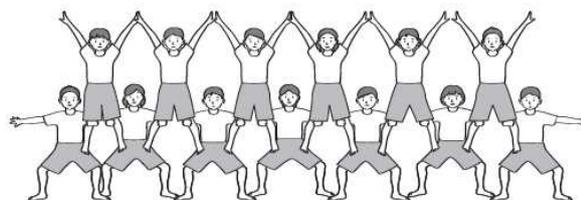


図5 横に広げる組立技の例②

## Ⅳ 主な種目についての指導方法

## (1) タワーについて

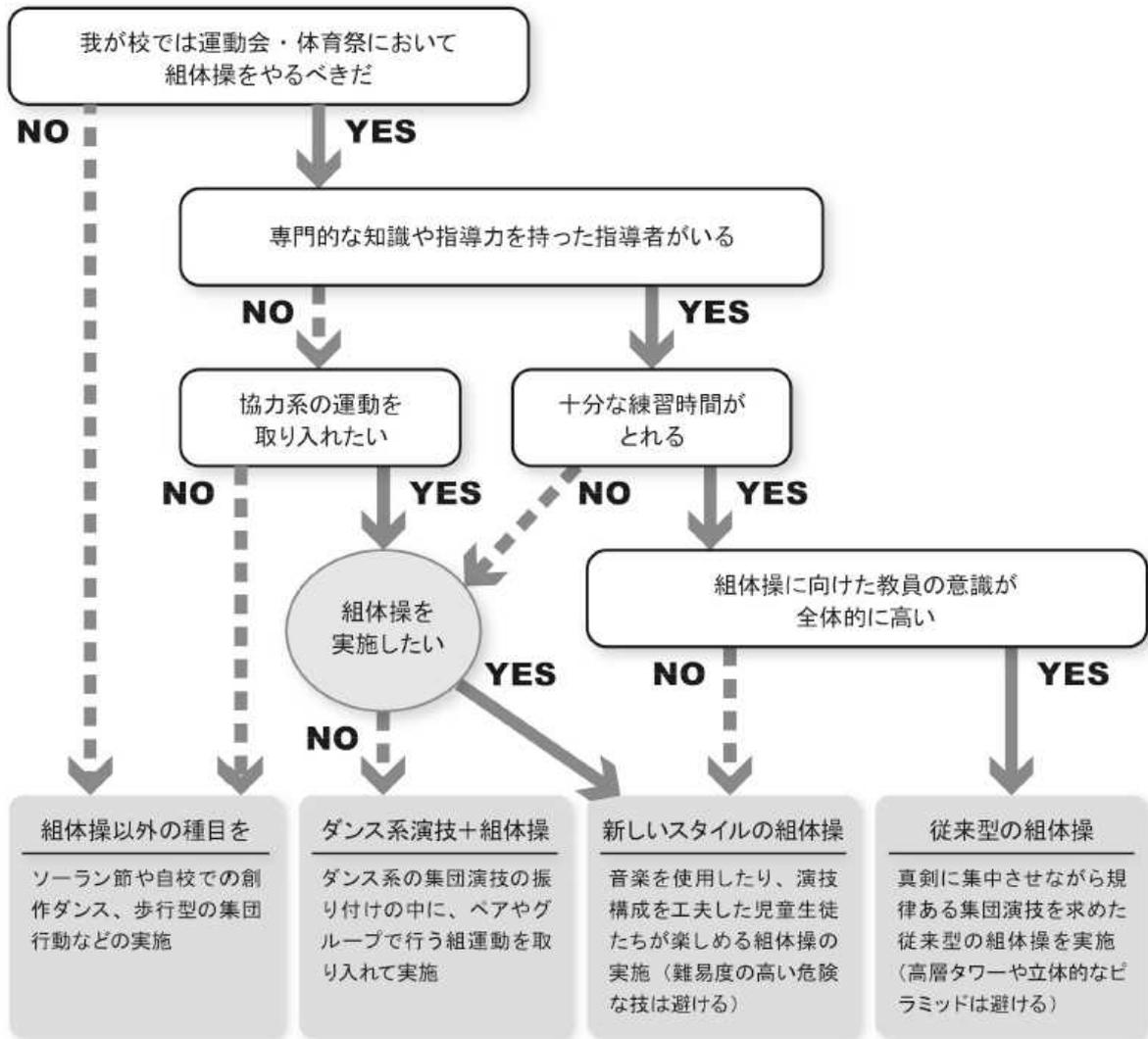
上段まで手が届かず確実な補助の出来ない3段以上のタワーを小学生に実施させるのは、安全面から考えると避けるべきである。中学生以上において、十分な練習時間が確保出来ることや、上段・中段・下段と体格の揃ったメンバーがいるなど条件が整えばチャレンジすることは出来るが、組立時の姿勢や腕の組み方などしっかりとした指導方法を取らなければ危険である。

## (3) ピラミッドについて

近年、立体的な巨大なピラミッドが運動会・体育祭で実施されるようになったが、これは安全面から考えると避けるべきである。組み立てるのに時間がかかり、下段の土台を担当している者に長い間相当な負担がかかること。高層ピラミッドになると、上段の者らが転落した時に補助に入れないこと。万一崩れた際に中央部にいる者たちには補助の手が届かない。崩れた際に中央部の者たちには逃げ場がなく下敷きになること。などが理由である。

俵積み等の平面ピラミッドに関しては、小学校では3段、中学校以上で4段までが限界だと考える。練習としては、まずは2段から始め、確実な3段ピラミッドを作ることが必須となる。

### Ⅲ 実施にあたってのフローチャート





### 1 学校内の事故防止について

【県内で発生した事故の例】

生徒が、体育の授業で、パイプいすを使った軽運動を行っている際、いすの留め金が外れ、座板がずれて、隙間に左中指が挟まり、指先を切断する大けがを負うという事故が発生した。



パイプいすや移動黒板等、児童生徒が授業や学校行事等で使用する学校備品の安全点検（専門業者への相談や点検依頼なども含む）を計画的に行ってください。

破損が見られる備品については、使用を控えたり、早めに廃棄したりするなど、事故の未然防止に努めてください。

特に、耐用年数を超過したものについては細心の注意をお願いします。

※学校事故が発生した場合は、「学校事故対応に関する指針」（文部科学省平成28年3月）に基づく対応が必要となる。

### 2 児童生徒の指導について

【子ども一人一人を大切にし、いのちを守る教育の推進】

○事件・事故等の発生時の連絡体制

○いじめ等の問題や不登校傾向の児童生徒を支援するための体制づくり



特に、いじめ等の問題や不登校傾向の児童生徒への支援については、学級担任が一人で抱え込むことのないように、学年や学校全体で個別の支援計画を立てるなど、組織的に対応してください。

気になる児童生徒については、計画的に家庭訪問を行い、家庭との連携を密に図るよう留意してください。

また、児童生徒の自殺の予防については、「児童生徒の自殺予防に係る取組について（平成30年11月29日文部科学省通知）」等を参考に、早期発見に向けた取組や、見守りの推進等の啓発をお願いします。

### 3 通学路等の安全点検の実施について

【不審者対策の防犯・自然災害発生時の防災・交通安全などの観点】

○学校が家庭や地域、関係機関等と連携した安全点検の実施



校区内の危険箇所の具体的な実態把握と徹底した安全点検を行うとともに、関係機関等と連携した児童生徒の安全確保に努めて下さい。

また、長期休業中は、交通事故や水難事故等が心配されますので、校区内の危険箇所等の確認を行い、児童生徒や保護者、地域への注意喚起をお願いします。